

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	4
第 1 会議録署名議員の指名	9
第 2 一般質問	
木村 範 雄 議員	9
1 投票率の向上に向けて	
2 劣化した公共施設の再整備を	
土村 秀 俊 議員	27
1 保育事業の改善について	
2 入札制度の改善について	
第 3 報告第 8 号 専決処分の報告について	41
第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	41
第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	42
第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて	42
第 7 議案第 6 4 号 利府町文化交流センター条例	43
第 8 議案第 6 5 号 利府町学校給食費の免除に関する条例	43
第 9 議案第 6 6 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	52
第 1 0 議案第 6 7 号 利府町老人ホーム入所判定委員会条例	53
第 1 1 議案第 6 8 号 利府町子ども・子育て会議条例	53
第 1 2 議案第 6 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例	54

第13	議案第70号	利府町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	54
第14	議案第71号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	55
第15	議案第72号	議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	56
第16	議案第73号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	56
第17	議案第74号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	57
第18	議案第75号	利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	58
第19	議案第76号	令和元年度利府町一般会計補正予算	59
第20	議案第77号	令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	67
第21	議案第78号	令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算	68
第22	議案第79号	令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	69
第23	議案第80号	令和元年度利府町下水道特別会計補正予算	69
第24	議案第81号	令和元年度利府町水道事業会計補正予算	70
第25	議案第82号	工事請負契約の締結について	70
第26	議案第83号	工事請負変更契約の締結について	71
第27	議案第84号	工事請負変更契約の締結について	72
第28	議案第85号	工事請負変更契約の締結について	72
第29	議案第86号	工事請負変更契約の締結について	73
第30	議案第87号	工事請負変更契約の締結について	74
第31	議案第88号	工事請負変更契約の締結について	74
第32	議案第89号	工事請負変更契約の締結について	75
第33	議案第90号	工事請負変更契約の締結について	75
第34	議案第91号	財産の取得の変更について	76
第35	議案第92号	指定管理者の指定について	77
第36	議案第93号	指定管理者の指定について	77

第37 選挙管理委員の選挙	78
第38 選挙管理委員補充員の選挙	79
第39 発議第1号 議会活性化特別委員会設置に関する決議について	80
第40 議会活性化特別委員会委員の選任について	81
第41 委員会の閉会中の継続調査の件	81

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和元年12月利府町議会定例会会議録(第3号)

出席議員(18名)

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	鈴木忠美君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	羽川喜富君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員(1名)

14番	永野涉君
-----	------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長	折笠浩幸君
総務課総務管理班長 兼人事法令班長	嶋正美君
政策課長	鈴木則昭君
政策課政策班長	福島俊君
政策課地域協働班長	郷右近啓一君
財務課長	後藤仁君
財務課財政経営班長	藤岡章夫君
財務課管財契約班長	星浩幸君
税務課長	折笠ゆき江君
税務課町民税班長	

令和元年12月定例会会議録（12月6日金曜日分）

兼固定資産税班長	大谷浩貴君
町民課長	伊藤智君
町民課保険年金班長	村田晃君
町民課戸籍住民班長	佐藤幸子君
生活安全課長	鈴木啓義君
生活安全課 防災安全班長	郷家洋悦君
生活安全課 環境生活班長	鈴木厚広君
保健福祉課長	伊藤文子君
保健福祉課 健康づくり班長	櫻井明子君
保健福祉課 福祉班長	小畑香代君
子ども支援課長	鈴木義光君
子ども支援課 子ども未来班長	谷津匡昭君
子ども支援課 子ども支援班長	青柳久美子君
都市整備課長	菅野勇君
都市整備課 都市整備班長	戸枝潤也君
都市整備課 施設管理班長	鈴木喜宏君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	鎌田功紀君
産業振興課 商工観光班長	千田耕也君
産業振興課 農林水産班長	川口優君
上下水道課長	名取仁志君
上下水道課 工務班長	大場雄文君
上下水道課 経営班長	高橋活博君
オリンピック推進室長 兼オリンピック推進班長	佐藤浩幸君
収納対策室長	

令和元年12月定例会会議録（12月6日金曜日分）

兼 収 納 整 理 班 長	鈴 木 久 仁 子 君
文化複合施設推進室長	近 江 信 治 君
文化複合施設推進室 文化複合施設推進班長	上 野 昭 博 君
会計管理者兼会計室長	櫻 井 浩 明 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	宮 本 利 浩 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 真 由 美 君
教育総務課総務給食班長 兼給食センター所長	佐々木 辰 己 君
教 育 総 務 課 学 校 教 育 班 長	太 田 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 徳 光 君
生涯学習課生涯学習振興班長 兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	佐 藤 浩 君
生 涯 学 習 課 図 書 振 興 班 長 兼 図 書 館 長	鈴 木 由 美 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
監 査 委 員 事 務 局 長 兼選挙管理委員会事務局長	庄 司 英 夫 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	菅 井 百 合 子 君
主 幹	土 屋 俊 介 君
主 任 主 査	利 玲 子 君
主 事	下 山 聖 奈 君

議 事 日 程 （第3日）

令和元年12月6日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 8号 専決処分の報告について

- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第64号 利府町文化交流センター条例
- 第 8 議案第65号 利府町学校給食費の免除に関する条例
- 第 9 議案第66号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第10 議案第67号 利府町老人ホーム入所判定委員会条例
- 第11 議案第68号 利府町子ども・子育て会議条例
- 第12 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例
- 第13 議案第70号 利府町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例の一部
を改正する条例
- 第14 議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第72号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職
の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例
- 第16 議案第73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第17 議案第74号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第75号 利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第76号 令和元年度利府町一般会計補正予算
- 第20 議案第77号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第21 議案第78号 令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第22 議案第79号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第23 議案第80号 令和元年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第24 議案第81号 令和元年度利府町水道事業会計補正予算
- 第25 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 第26 議案第83号 工事請負変更契約の締結について
- 第27 議案第84号 工事請負変更契約の締結について

- 第28 議案第85号 工事請負変更契約の締結について
 - 第29 議案第86号 工事請負変更契約の締結について
 - 第30 議案第87号 工事請負変更契約の締結について
 - 第31 議案第88号 工事請負変更契約の締結について
 - 第32 議案第89号 工事請負変更契約の締結について
 - 第33 議案第90号 工事請負変更契約の締結について
 - 第34 議案第91号 財産の取得の変更について
 - 第35 議案第92号 指定管理者の指定について
 - 第36 議案第93号 指定管理者の指定について
 - 第37 選挙管理委員の選挙
 - 第38 選挙管理委員補充員の選挙
 - 第39 発議第 1号 議会活性化特別委員会設置に関する決議について
 - 第40 議会活性化特別委員会委員の選任について
 - 第41 委員会の閉会中の継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和元年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

本日、会議規則第2条の規定により、14番 永野 渉議員から欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、13番 及川智善君、15番 遠藤紀子君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

10番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔10番 木村範雄君 登壇〕

○10番（木村範雄君） 10番、日本共産党、木村範雄です。

初めに、10月の台風19号の影響で被災された皆様にお見舞い申し上げます。

今回の大雨で河川、側溝等の維持管理が万全ではなかったと再確認をしました。降雨量でいえば、1時間当たり降雨量50ミリ、日雨量300ミリは、国、県、町も含めて行政の守備範囲になっております。それでも今回被害が大きくなったのは、山の土取りや計画的管理が行われていないため、流出ケースの増加と、稲わらや刈った草等が集水施設を塞いだことも一因となっていると言われております。砂押川の決壊も、河川からあふれたのではなく、河川内に堤体が崩れていったとのことであり、雨水計画の再整備が求められていると思います。

それでは、一般質問通告書に基づき一般質問を行います。

町内を回っていると、当たり前だと思っけていても、改善・修繕が必要だとの声が出されていきます。町の責務は、町民の健康を守るとともに、町民が活動しやすい環境づくりをしていくこ

とも大事な仕事になりますので、そのために一般質問を行っていきます。一般質問通告書では、1、投票率の向上に向けて、2、劣化した公共施設の再整備を、の2点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思えます。

1点目は、投票率の向上に向けてであります。

ことは参議院議員選挙に始まり、町議会議員選挙、県議会議員選挙と3回の選挙が行われました。町の投票率は、参議院議員通常選挙は50%を超えたものの、町議会議員一般選挙、県議会議員一般選挙では40%を下回りました。町民に話を聞いてみますと、投票所まで徒歩で歩いていくことの大変さが1番に上げられました。主に、自動車移動している人にとっては、投票所までの移動距離が大変なことは想定できるものであります。役場の期日前投票所は、駐車場も確保されており、障害者にとっても不自由なく投票できると評価されています。

そこで、次の点について、町長の考えを問います。

1、今回の投票率の低下をどのように考えているのでしょうか。

2、車社会を考えたときに、期日前投票所の活用が必要だと思えますが、いかがでしょうか。

2点目は、劣化した公共施設の再整備をであります。

公共施設は、地域での活動や町民の活動に必要な施設整備であります。特に、体育館、プールや沢乙北公園の運動施設は、健康保持やスポーツ愛好家にとって特に必要な施設であります。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、当初整備した施設で現在使用できない公共施設はあるのでしょうか。

2、屋内温水プールの老朽化も進んでいます。脱水機も故障したままであります。今後どのようにしていくのでしょうか。

以上、大きく2点について質問します。町長の答弁を求めます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、投票率の向上に向けては、選挙管理委員会書記長、2、劣化した公共施設の再整備は、教育長。

初めに、選挙管理委員会書記長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（正司英夫君） 10番 木村範雄議員の御質問にお答えいたします。

1点目の投票率の向上についてお答え申し上げます。

まず、（1）の今回の投票率の低下についてでございますが、今回の町議会議員一般選挙の

投票率は、前回より4.59ポイント低い38.71%でありました。投票率が低かった要因として推測されますのは、1点目として、立候補予定者説明会への参加人数が議員定数に満たなかったことから、無投票の可能性が高いという新聞報道により、選挙への関心が低くなったことが考えられます。実際に、告示後においても、無投票ではないかとの問い合わせが多く寄せられております。

2点目としましては、若年層の投票率の低下であります。投票者の年代別の投票率を算出しましたところ、20代の19.57%が最も低く、年代が上がるにつれて投票率も上がり、70歳以上で最も高い56.93%という結果でありました。このことから、一概に断定はできませんが、比較的年齢層の高い投票区が投票率の上位を占めるものの、反対に、転入等により有権者が増加している投票区は投票率の低い若い若年層が多くなることから、結果として町全体の投票率が低くなるという側面も見受けられました。

続いて、県議会議員一般選挙の投票率についてでございますが、前回の平成27年は無投票、前々回の平成23年が36.82%であり、今回は8年前より5.51ポイント低い31.31%でありました。今回の選挙は、定数1人対して、利府町から2人、松島町から1人の立候補者があったことから、投票率の向上に期待いたしましたが、伸び悩む結果となっております。

次に、（2）の期日前投票所の活用についてでございますが、選挙ごとに開設期間に違いはあるものの、参議院議員選挙では5,292人、町議会議員選挙では2,883人、県議会議員選挙では2,642人が期日前投票を行っており、投票者総数から見た割合としましては、参議院議員選挙で34%、町議会議員選挙で26%、県議会議員選挙で29%を占めております。

以前は、町民交流館に開設している期日前投票所において、受け付け時に本人を確認して請求書兼宣誓書に署名をいただいていたことから、投票まで時間を要し、投票日の前日には混雑により待ち時間が長くなり、多くの有権者から苦情が寄せられておりました。そのような状況を受け、今年度から大幅な見直しを行い、入場券の裏面に請求書兼宣誓書を印刷し、事前に自宅などで住所等を記入できるように様式を変更し、加えてバーコードによる受け付けにしたことから、スムーズに投票ができるようになり、投票日前日の混雑は緩和されております。

また、本町の期日前投票所は、町民交流館の1階研修室に開設していることから、庁舎の南北両側の駐車場を利用できること、車椅子や障害者用の駐車スペースも完備しており、バリアフリーで高齢者や体の不自由な方にも投票しやすい環境となっております。

しかしながら、公職選挙法の改正により、従来の不在者投票から期日前投票制度になり、投

票できる要件も緩和され、以前よりも投票しやすい環境になったことで選挙ごとに利用者は増加傾向にあります。依然として高齢者の方々を初めとして、従来よりも簡単に投票できるという期日前投票制度の認識が低く、利用されていないものと感じております。事務局としましては、多くの方々に期日前投票を利用していただけるよう、選挙時には全戸配付のチラシ、広報りふに加え、ホームページ、メールマガジン等で周知をしているところがございますが、選挙時だけでなく、行事啓発の中で周知を図り、期日前投票制度を住民の皆様にご理解いただき、期日前投票の活用を広げてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 10番 木村範雄議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の劣化した教育委員会所管の公共施設の再整備についてお答え申し上げます。

まず、（1）の現在使用できない公共施設についてでございますが、先日の一般質問において今野隆之議員に答弁しておりますように、沢乙北公園のテニスコートにつきましては、3面のうち2面が老朽化による床面の破損が激しいために使用を見合わせている状況であります。その他の施設につきましては、施設内の一部の機器や設備が使用できないところはあるけれども、メインとなる施設は稼働できる状態であり、今のところ使用できない施設はありません。

次に、（2）の屋内温水プールの老朽化に対する今後についてでございますが、これまでもたびたび修繕による臨時休館を行い、利用者の方々には大変御不便をおかけしている状況でもあることから、安定的な運営を図るためには、大規模な修繕、改修、または更新が必要であると考えております。しかしながら、全面改修には多額の費用が必要でもあるため、今後は財源を模索しながら計画的に改修を実施してまいりたいと考えております。

脱水機につきましては、平成9年の開館当初から男子・女子更衣室にそれぞれ1台を設置しており、ことしの夏に女子更衣室のほうで故障し御不便をおかけしておりましたけれども、現在は新たなものを設置しております。

これからも、利便性を考えながら創意工夫を行い、環境整備や適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○10番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

大きな1点目、投票率の向上に向けての1、今回の投票率の低下をどのように考えているのかについてです。

参議院議員通常選挙は、国民生活を顧みない安倍晋三与党政権対住民生活第一に考えた野党統一候補の全面的な戦いとなり、利府町でも石垣のりこ候補が勝利したことを考えれば、半数以上の投票があったことは理解できます。しかし、その後の町議会議員選挙、県議会議員選挙では、選挙になるのかと、他地域での候補者は党の予測もあったことも含めて投票率が大きく下がってしまいました。特に若年層の投票率が低かったとの話を聞きました。せっかく投票年齢を18歳まで引き下げてきましたが、町としてはその点をどのように考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。選挙管理委員会書記長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（正司英夫君） お答えいたします。

18歳、19歳の20歳以下の有権者に対しましては、参議院議員選挙と宮城県議会議員選挙時に、新有権者はがきというものを作成しまして約650人の方に送付しております。それで、18歳、19歳の投票率は、参議院選挙で35.71%、町議会議員選挙では22.78%、県議会議員選挙では18.19%でございまして、20代の投票率よりも高い結果でございました。初めての選挙権の行使に関心があったものと考えております。中には、学校の制服を着たまま親と一緒に投票に来た高校生の姿もあり、初々しいものでございました。そういった何かのきっかけで選挙に関心のある家庭がふえてくれば、投票率の向上に期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） やはり、投票の意義をきちっと町民一人一人が考えていかなければならないというのが基本的な課題なんだろうな。例えば町議選でいえば、火曜日に告示されて日曜日に投票ということで、以前の例えば30年、40年前だと、もう本当に日曜日に投票に行くんだということで、みんなしてそれに合わせて調整なんかもしてきたと。ただし、やっぱり今は不在者投票から期日前投票になったことによって、本当に自分の時間をつくって投票できるというのが今の一番の利点なのかなと。ただ、その利点を町民みんなが理解してそこに進んでいくかというのが一番の課題になってくるのかなと思います。それをやっぱり年齢も含めて、段階的にそういう利点を通知、教えていくことによって投票率を上げていくという課題が出てくるのかなと思います。

参議院議員選挙、町議会議員選挙、県議会議員選挙の各投票区の投票率を確認しました。県議選挙では、高い順に赤沼地区、春日二部、浜田地区でした。低い順では、野中地区、青葉台、菅谷地区でした。条件的に、駐車場のあるところ、投票所まで距離が近いことが上げられると思います。反対に投票率が低いところは、駐車台数が少ない、地区の中心部から外れていることが上げられると思います。どうしても、歩いていくというのが一般的な考え方になると思うんですけども、その歩く距離の関係、または少し遠くなくてもやっぱり車で行くんだというときに、車で実際に行くと、とめるところがないということがあってどうしようかと。

もう一つあとあるのは、やっぱり今個人の投票の優先順位ですね。自分のいろんな仕事があるという形の中で、どこに持っていくのというのがあると思うんですけども、町として地区ごとの投票率の違いというのをどのように考えているんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会書記長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（正司英夫君） お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えしておりますけれども、比較的高齢者が多い投票区は投票率が高くなっていると答弁いたしましたけれども、その中でも、議員が分析したとおり、特に高いのは転入・転出の少ない地区、要は昔から先祖代々その土地に住んでいる方々が多い地区が投票率を上げているということで、新興住宅地に住む方よりも投票率は高いという傾向にあります。あと、また条件的に駐車場のある投票所ですけれども、地区の中心から離れていても自動車投票に行くという方が多いということで、以前、平成17年ごろに投票所の見直しということで、駐車場のある施設ということで小学校等に変更したという経緯がございますけれども、現在のところ、そういったことでも投票率の大きな伸びは見られていないというのが現状でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 投票率の高かったところがやっぱり集落といいますかね、昔からある地域というのが一つの定義の仕方だとすれば、赤沼にしても、赤沼は駐車場があるところで、春日になると、梨ヶ丘からの中心部からすれば歩いてそんなに時間のかからないところというところがやっぱり一番の利点に上げられるかなと。浜田地区ももともとのままなので、あそこは若干投票所は変わりましたが、みんなが集まれるところでそんなに距離のないところなのかなと思います。

また、低いというと、野中地区、青葉台、菅谷地区、どんどんどんどん広がっていったとい

うこともあって、実際に歩いていくとなるとやっぱりなかなか大変だという中で、でも実際に投票区域の中の箇所が中心部でないというのが一番の意味というのが一つに、もう一つは投票の選挙区の真ん中に野中なんかあるんだけれども、どうしても車がないと遠いところから歩いていくのは大変なんでやっぱり車で行く。車で行くとなるとやっぱり駐車場がないと、ちょっと遠くにつくっているんですけれども、そこから歩くのも大変だということになってきて、今出てきているのかなと思います。

あと、答弁でもありましたけれども、町議会議員選挙での期日前投票、確認をしてみました。町議選挙では、今回は2,883票で、前回より206票ふえていました。全体の投票数で1,014票減です。206足した分がふえているということになると思います。間違いなく期日前投票はふえています。町としても期日前投票の呼びかけをしていくべきだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会書記長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（正司英夫君） お答えいたします。

先ほども答弁しておりますけれども、期日前投票については、参議院議員選挙は16日間で5,292人、町議会選挙4日間で2,883人、県議会議員選挙は4日間で2,642人、前回に比較しますと、参議院議員選挙で407人、町議選で206人、県議選で前々回と比較して777人の増加が見られます。

このようなことから、議員おっしゃるとおり投票率は下がっておりますけれども、期日前投票者は選挙を迫るごとに増加しております。簡単な手続で利用できることを周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 2のほうの車社会を考えたときに、期日前投票の活用が必要だということにも入っていると思います。以前は、不在者投票ということで、投票日によつぽどの用事があり投票できない人が役場で投票することができました。しかし、その条件の確認に、どこにどんな用事でいくのかを根掘り葉掘り聞かれたことを覚えています。今の期日前投票は、町内の行事でも投票ができることとなります。要は、投票日に町内会で何か行事があれば、そのときに用事があるからその期日前、町議会議員選挙でいえば火曜日から土曜日の間にできるということになりますので、非常にその期日前投票がやりやすくなっていると思います。もっと

もっと期日前投票を呼びかけることが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会書記長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（正司英夫君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、期日前投票は観測されております。おっしゃるとおり、町内会の行事でも期日前投票できます。ただ、要件に、当日投票所に行けない理由として投票区域外への外出というものがあるんですけれども、それは町から塩竈や仙台に行くことはもちろんですけれども、自分の投票区から出ると、簡単に言えば、花園から青山にビッグに買い物に行くと、あと菅谷から神谷沢のコンビニやヨークに買い物に行くと、自分の投票区域から出るとということが要件として認められております。ですので、ほとんどの方、出かけるよと、自分の地区から出てしまえば、それは投票区域外に外出するという要件に該当するので、期日前投票できる要件を満たしているものと考えられます。ですので、以前の不在者投票みたいに理由をしつこく聞かれて、内封筒、外封筒に書いて、名前を書いて提出するというそういった煩わしさもなくなって、直接投票箱に入れるということで、宣誓書の記入以外は当日投票と同じシステムで投票できるということでございます。ですので、若年層に対しましては、ホームページやメールマガジンで、高齢者に対しましては広報りふやチラシを使いまして、根気強く簡単に投票できるということを広めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 投票は町民の義務だということは理解しているつもりです。その義務を履行するためにも投票しやすい条件づくりをすることが大事だと思います。今から40年前を考えたときには、これほど土曜日曜の出勤は少なかったように思います。そういう意味では、投票日の日曜日に家族みんなで投票に行くことが一般的であり、そのためにも不在者投票が厳しくされていたとも考えられます。しかし、今の時代では、投票できるときに投票してもらい、多くの町民の意見を集約することが大事であると私は考えます。平日に投票できる人は、車で役場に来てもらい期日前投票してもらい、日曜日に歩いて投票所に行くよりは、体にとっても楽だという人にはぜひ期日前投票をしてもらい。また、選挙期間中に役場に来た人には全て期日前投票をしてもらいと同時に、日曜日にしか時間がとれない人にはぜひ地域の投票所で投票してもらいことが大事だと思います。投票率を上げるためには、期日前投票をもっとやりやすくするための取り組みが町に必要なと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会書記長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（正司英夫君） お答えいたします。

車社会において、目的地に駐車場があるかないかというのは重要なウエートを占めていると思います。ここで十分な駐車台数、あと思いやり駐車場の完備、車椅子の常備、バリアフリー、そういった広い待合スペースと西部・東部路線の町民バスの乗り入れなど、期日前投票所を役場に設定している最大の利点を生かして広報していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今、ここで期日前投票について局長とやりとりしているわけなんですけれども、今局長が言っていた期日前投票の条件、町内会からよその町内会に出ただけであれば期日前投票に該当しますよとか、あと、この入場券をまた再確認してみたんですけれども、その中で投票できない理由としてということで、仕事、学業、冠婚葬祭、地域行事、その他で、6番目では天災または悪天候により投票所に到達が困難という項目がある。そのほかに、今度地域内から出ただけでも期日前投票ができるんだよということを町民が理解しているかどうかということだと思ふんですよね。

今回初めてここでやっていて、今まで選挙の方法なんかちょっと見ながら今回一般質問に向けて取り組んできたんですけれども、やっぱりその中でそこまで期日前投票が私の年齢だと不在者投票なんで、どうしてもやっぱり、「えっ、木村さんどこに行くんですか」、「仕事で長野県に行くんだ」と、「その証明書は」とかから始まって宿泊所まで確認をされたというのが昔記憶にあるんですけれども、やっぱりそういう意味では今は期日前をどんどん進めていって、投票率を上げる取り組みにしているんだというのが国の選挙の基本的な考え方なんだろうなと思います。

ですから、今局長が答弁した期日前投票の該当要件であったりという部分をスマホかなんかで見るというのも大事なかもしれないけれども、やっぱりちゃんとこれに対して、例えば町であれば行政区長会議とかいろんな会議があるんで、選挙の前だけではなくて年に1回はこういうふうに変わっていますよとか、こういうふうにやりやすくして皆さんの御意見を聞きたいようにしているんですよということを訴えていくべきだと思いますけれども、済みません、最後によろしくお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会書記長。

○監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長（正司英夫君） お答えいたします。

期日前投票所、先ほども言いましたが、緩和された要件のほかに、入場券を忘れても投票できること、あと朝8時半から夜8時まで投票できること、あと投票日当日に悪天候が予想されるということも要件に加えられて、6番目に加えられております。なので、期日前投票は自分の都合に合わせて身近で簡単に投票できるという制度を広く周知しまして、特に車で移動する20代、30代の方の投票率の向上の効果が望めるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今はやっぱり個人の権利が大事にされる時代なんだと思いますよね。そうすると、やっぱり自分でやらなければならないことが優先的になってきて、投票が2番目、3番目になっていくというのも今の風潮としてしようがないのかなと。ただ24時間、町議会議員選挙なら5日間丸々忙しいわけではないので、その中であいた時間に投票していくんだということをぜひ町民に、制度的にも含めて知らせていただいて、その分でやっぱりぜひ投票率を上げるような形の取り組みをしていきたいと思います。

それでは、大きな2点目、劣化した公共施設の再整備をに移ります。

きちんと整備すれば、時間がたつことにより施設が劣化してくことは当然のことです。施設の劣化を少しでもおくらせるようにすることが維持管理の基本であります。地域の中で一番目立つのが、開発行為でつくられた公園施設のブランコや滑り台が使用禁止になっていることです。公共施設でも経年劣化により抜本的な改修が求められているところもあると思いますが、今回の一般質問では、町で整備した公共施設で当初の目的を果たせず使用できなくなっている箇所は、沢乙北公園のテニスコートのほかにあるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） 10番 木村議員の再質問にお答えします。

沢乙北公園テニスコートのほかに使用できなくなっている箇所につきましては、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、教育委員会所管の公共施設につきましては、施設内の一部の機器や設備が使用できなくなっているところはありますが、メインとなる施設は稼働できる状態でありまして、沢乙北公園テニスコート2面のみとなっております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 施設の維持計画というものは、整備することよりも気を使い、財源を使

うことであります。それを行っている担当課には感謝したいと思います。北公園のテニスコートについては、今野議員への答弁で直していききたいとの答弁がありました。今野議員の質問とは視点を変えて確認をしていききたいと思います。

現在、テニスコートは十符の里パークと沢乙北公園、グランディ・21等があると思いますが、現在の利用状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

中央公園テニスコートにつきましては4コートあり、ことし4月から10月までの7カ月間の利用状況であります。1,134件で1万2,784人、1日平均にしますと5.4件の利用者61人、稼働率としましては98%となっております。

沢乙北公園のテニスコートにつきましては、中央公園と同じく7カ月間の利用状況で見ますと、3コート中1コートの使用ということになりますが、98件で2,010人の利用と、1日で平均しますと1.3件、利用者数につきましては27人、稼働率につきましては35%となっております。

あと、グランディ・21のテニスコートにつきましては、12コートあり、県の施設であります。その中で問い合わせしましたところ、12月の予約状況を聞いたところ、イベント等、施設利用できない日を除き毎日入っているという状況で、特に土日はほぼ全コート予約が入っているという状況を伺っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 質問の思いが、どのくらいいっぱいになっているんだろうかと。今、グランディ・21、土日は毎日入っているということだったんですけれども、やっぱり利用者にとって、働いている人であれば自分の仕事が休みのときに使いたい、もう退職した方であれば平日使いたいという形があると思うんですけれども、要は利用者にとって自分の使いたい曜日というのが多分分かれてくるのかなと思うんですけれども、申し込みが多過ぎてもう使えなくなるという曜日、さっきグランディ・21は土日という話がありましたけれども、利府町の沢乙北公園、あと十符の里パークのコートでもう満杯になっている曜日というのは、大半がそうなんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

先ほど申し上げましたが、中央公園テニスコートにつきましては稼働率が高く、先ほど7カ月の利用状況を見ますと、214日中209日が利用されているということで、ほぼ毎日のように利用されているという状況になってございます。ちなみに、利用されなかった日というのは、天候が悪かったり、町の行事等でイベントが入っていたりということで、これが使用できないという状況でございまして、ほぼ毎日使われているという状況でございます。

沢乙北公園テニスコートにつきましては、利用状況を見ますと、平日が約3割、土曜日曜祝日が約7割ということで、休日に集中しているという状況でございます。

このような状況から見ますと、町が所有しています2カ所のテニス場の休日の利用状況が高い状況であることから、町といたしましても、先ほども申し上げましたが、沢乙北公園の全面改修が早期に必要なではないかということで、今財源等を模索しているという内容となっております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 済みません、ちょっともう少し小さくというか、要は日数的にはほぼ99.何%使われているんだよと。整備面数になると思うんですけども、その面数的には平均的にいえば大体全体の6割の面数を使用しているのか、どのくらい使用していることになるんでしょうかね、平均的に。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

先ほど申し上げましたが、中央公園テニスコートにつきましては、1日平均で5.4件ということでございますので、ほぼ4コートのうち使用されているものと思ってございます。あと、沢乙北公園につきましては、今現在1コートしか使っていないということでございますので、こちらのほうは平日はあいているような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 1日平均5.4件、1コートで割ると、多分4コートなので1.何ぼになるんですけども、午前中であったり午後であったり、その1日何組が使用できるのかという話にもなってくるんですけども、そういう意味では使ってはいるんですけどもあいているコートの分が、あいている時間帯は結構ある、半分くらいはあるんだよというふうに見てよろしいんで

しょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

あいている状況でございますが、ほとんどが午前中に集中しているというのが多い状況でございます。あとは午後と夜間で使われているという状況でございます。こちらは中央公園の状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 利用者が午前中に集中していると、集中するから午後からおいで、夜においでというのは、使う人の時間帯に合わせた施設整備となってくるんで、それは余り言っただけではいけないことなんだろうなど。やはり使いたいときに使えるようにしていくというのが施設整備だというふうに私も考えます。

その中で、先ほど沢乙北公園が3面のうち1面ということだったんで、この2面の改修をしていくとなっていますけれども、事業費的にはどのくらいを見込んでいるのでしょうか。今、3面のうち1面を使っていると、今度2面を、抜本改修の話になるのかなと思うんですけども、どのくらいの予算を見込んでいるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

沢乙北公園の全面改修費用ということで、2面であります。約2,000万円から2,500万円ぐらいかかるのではないかとこの見込みでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 全面改修という話を聞いたんで、もう地下の排水設備から含めて全てやると億の話になるのかなと勝手に推測した部分があったんで、2,000万円から3,000万円というのであればね。この発展をしている利府町としては可能な額なのかなと思いますので、利用者にやっぱり一番だめなのが、申し込んだけれども施設が満杯で使えないんだよとあって、諦めてグランディに行ったりどこに行ったりという話になってくるんで、その分をやっぱりきちっと町民の要望に応じて整備をしていくことをぜひ頑張ってほしいと思います。

2番目、屋内温水プールの老朽化の話に行きます。

屋内温水プールでも使用不能な機器があると聞きました。聞いたのは脱水機が本当に電気が

とまってしまって脱水機が使えないので、もう自分で絞る。参加している人たちが結構年齢の行っているお母さんたちなんで、自分で絞り切れないと。そうすると、ビニール袋に入れて、当然脱水してもビニール袋に入れて持ち帰ってくるんだけど、やっぱり濡れたままのやつを持ち帰るのが大変なんだという話をちょっと聞きました。回答では、脱水機、新しいのつけましたということだったんで、自動でもう脱水できるようになっているのかというのが一つと、もう一つは、ほかにあそこのプールの中で使用できないとかというのがあるのかどうか、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

まず、脱水機なんですが、こちらのほうやっぱり経年劣化によりまして故障となったわけでございますが、部品等の調達等が難しいということでございまして、新たなものということで、なお早急に必要だということと、あと予算もちょっとありますので、中で脱水機自体、全自動であれば約40万円ぐらいかかるということでございましたんで、早急ということなものですから、手動式のもの、こちらを設置させていただいております。

あと、プールの機械設備につきましては、機械等はありませんけれども、設備一部壊れているものということで、男女更衣室のシャワーとか、あとロッカーの施錠部とか、あと手洗い用の蛇口等、あと照明等が破損しているという状況でございます。こちらも順次直していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 部品の関係で、全自動でないけれども手絞りでというか、回して、昔洗濯機が今の全自動になる前に、洗う部分の横に回して絞るやつがこうついたの、昔使った記憶はあるんですけども、手絞りだからそういう形になるのかなと思いますけれども、なるべく当初整備した施設整備の機能を維持していくというのが維持管理の根本だと思うので、やっぱりそこをぜひ配慮していただいて、まず答弁でも、ないよりは手絞りでもそれはしようがないと思うんで、順次見ながらぜひ対応してほしいなと思います。

温水プールの利用者は健康づくりのお年寄りの方がいるということを考えれば、濡れた水着を袋に入れて持ち帰るといったことは結構な負担になると思います。当初整備した機能を持続させるということが維持管理の原則になると思います。

また、温水プールは、建設時の機器を製造していないという話を前に聞きました。そのたびに休館になっていると。今後利用し続けるためには、抜本的な改修、再整備計画をつくり上げることが必要であると。その結果を議会へ報告する必要があります。その検討に着手する時期に来ていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

現在、使用している機器は、ほとんどが建設時からのもので22年が経過しております。これらの機器は現在製造されておらず、故障した際、部品の調達に時間を要しているというのが現状でございます。部品の調達、代替品とか、あと、ない場合には新たに製造といったことを行っております。そのために時間がかかっているということでございます。部品調達の期間が長くなり、休館も長くなるという状況でございます。あわせて経費も増大しているということでございます。

このような状況を踏まえまして、今後平成29年に策定しました利府町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化対策としまして、管理施設の維持管理に関する基本計画書、個別計画書を策定する考えであります。また、策定まで時間を要することから、少しでも安心して長期に利用できるように小まめに日常点検、あとは定期点検の実施を行いまして、修繕しながら予防保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） たった22年しかたっていないのに、製造している部品がなくなる。何かね、防犯灯のやつと同じような形でね、そんなふうにも聞こえてくるんですけども、もし本当にもうその機械がなくて、新たに壊れるたびに製造しなければならないんだというのであれば、やっぱり抜本的な対策を考えていかないとだめなのかなと。機器の部分を今のまま壊れたから休館にして部品の製造に入っていくというのでは、それは維持管理とはやっぱり言わないんだと思うんですよね。そういうふうになると、もう壊れるという想定をしてどうしようかと考えるところに先ほどの維持管理全体計画があるんだと思うんですけども、その中で今のままではだめなので、言って簡単なのは、やっぱりきちっともう全部取りかえる必要があるんでないのという話に、使っている町民側からするとなくなると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

こちら、先ほど申し上げたとおり長寿命化計画を立てながら、個別計画に盛り込みながら、なお改修等をするか、また別なものを考えるかということも含めて検討していかなければならない時期にはなっていると思ってございます。ただし、教育委員会としましては損得してやっていきたいということでございますので、こちらも含めて今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 維持管理というのと長寿命化計画というのは意味が別だと思うんですね。長寿命化計画というのは、今のものをなるべく維持管理をしながら長く延ばすというのと、もう維持管理の範疇も超えていると言っていいですよ、壊れたときに直す部品がないと今言っているわけですから。それを毎回製造するというと、10年後に壊れると思ってつくっておくというのも無駄なお金になるんで、やっぱりそこをもうきちっと対処していかなければならない時期に来ているのかなと思います。そのためには、今の機能を満足させる形の中で、どの施設を丸々交換するよとか、それにすることによってどのくらいの期間使えなくなるよ、どのくらいの財源がかかるんだよというのをきちっと判定して、議会のほうに出していただいて、みんな町民含めて検討する時期にもう来ているんだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋徳光君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、そういう時期に来ているということも町のほうでも承知してございますので、今後、検討委員会等を開きながら検討していきたいと思ってございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 最後に、町長に聞きます。

町長は、鈴木町政を引き継いできました。町政を引き継ぐということは、既存施設の有効活用を進めることも大事な仕事になります。整備した施設の機能を後退させることなく、利用できるように点検と対応をしていくことが求められています。整備当初の機能を後退させることなく、拡大して使用できるようにしていくことが町長の務めだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えします。

全くそのとおりだと思います。初日のテニスコートの議論で、今野町議がグランディ・21のテニスコートは使用料が800円だと、うちは530円だと、この差額って何なんだろうなって、やっぱり聞いていてちょっと思いました。同じ土地にありながら、片一方は800円かかって、片一方は530円で済んでいると。維持管理を考えると、800円のほうが真っ当なんではないかと、これはよくちょっと考えさせられました。その後すぐ、鈴木忠美議員が、やはり応能負担すべきだという大変力強い御質問もされたと思っております。

そして、12月4日の日本経済新聞にこういう記事が載っていたんですね。ラグビーのワールドカップのデビューで、国としてスポーツの産業化というのを今考えていると。もう使うことに金食い虫となるような箱ではなく、お金を生み出せるスタジアムを整備していくことが必要だところ書いてあるんですね、今後のスポーツと国のあり方の関係で。何も、町の施設ですのお金を生み出すということではなくても、やはり木村議員おっしゃったように、維持管理のできるぐらいの応能負担というのは、やはり今後の維持管理または長寿命化、いずれにせよ考えるにしても、そこは町民の皆さん、住民の皆さん、または議会の皆様とお話をしながら、どういうやり方がいいのかということはオープンな場で議論をしていかなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁で、ちょっと長くなりそうなんですけれども、やっぱり今の答弁は、住民を無視した答弁だと私は思います。維持管理もできて、その分を丸々できるような料金形態をつくらうかというのは、町も行政も要らないんですよ。どこか民間でやればいいです、そういうのは。これは、町の施設を言っているんです。町の施設を言っているというのは、町の行政自体がやっぱり住民の税金でやっているわけだから、その部分のやつをきちっと町が責任を持ってやっていく。それを維持管理ができるような料金を取ったらいいんでないというのは、それは行政ではないと思います。それだったら、今の町長答弁だともうますます、あと6分なんですけれども、そこの話でなくなって、今の答弁だとやっぱりそれは町長もう一回考えたほうがいいです。住民の立場に立ってどうやっていくのか。費用対効果の話は当然私も言いますが、実際に使っているんで維持管理も含めた分の料金を取れなんていう話は、それは絶対首長としてやっぱり言うてはいけないことだと私は思います。

また、ラグビーはちょっと私もね、ラグビーのこの産業化と言いましたけれども、スポーツの産業化はあるにしても、ラグビーはアマチュアスポーツでやってきているんです。プロだったら恐らくフットボールに行けばいいんですよ、ラグビーは。ラグビーはアマチュアでやっているから、今その部分の中で日本が頑張っている部分もあってなっていますけれども、それも含めて、やっぱり要は頑張っている人に応えていくのが行政の役割だと私は思います。そのところで、今の町長答弁のまま、はいと終わるわけにいかないんで、もう一度そこはちょっと考え直すことが必要だと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えします。

維持管理のことを考えると、私は真っ当なことを答弁させていただいていると思っております。その応能負担ということを考えて、グランディのほうでは800円で、私たちの530円というところ、十分私たちは町民または住民の皆様の期待に今まで応えているところだと思っておりますが、なかなかそこから維持管理費という、たった1点のみで考えても、そこで皆さんの御期待に応えられていないというところであれば、もちろん町も一生懸命やりますし、住民の皆様のお協力も必要だと、町の全体で住民の皆様と一緒に町の施設を維持管理していくんだという考え方が私は必要だと考えておる次第であります。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） やはり、今の答弁では町民は納得しないと思います。よその施設で高いから、維持管理を考えたらそこまで上げてもいいんだよと聞こえてしまうんですよ、どうしても。そうではないんですよ。利府町はここまで頑張った、町民のために頑張ってきた中で今の維持管理をやっているんだよと。そういう中で、体育館の温水プールの施設の機器が今はもう製造していないんだよということに対してどうやって町が対応していこうかと。町民の代表であるべき議員とすれば、やっぱり町民の立場に立って、今の機能を存続させながらより安価な維持管理手法を考えていく。使用に見合ったお金を取るのであれば、それは公共でなくていいんですよ、民間でいいんですよ。それを町長がその場で答弁するということが、私としてはちょっと違うなと思っております。

今回取り上げさせていただきました投票率の向上に向けて、2、劣化した公共施設の再整備を、は町民が動きやすく活動しやすい条件づくりのために現状の機能を維持拡大させることが必要だと思い、取り上げました。皆さんと力を合わせて町民の生活と環境を守り、住んでよか

った、住みたくなる利府町実現のために取り組むことを誓い、12月定例会の一般質問を終わります。ともに頑張りましょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、10番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔11番 土村秀俊君 登壇〕

○11番（土村秀俊君） 11番 日本共産党の土村秀俊です。よろしくお願いします。

今回の質問通告は2点であります。

第1問目、保育事業の改善についてであります。

10月から幼児教育と保育の無償化が実施されました。この事業は、子育て支援として大きな効果があります。町は、その実行とあわせ、子育て環境のさらなる充実に取り組むことを期待しますが、保育事業の改善策として、次の2点について町の考え方を伺います。

（1）保育料の無償化に伴い、副食費が実費負担となりました。今、全国では100以上の自治体が無償のまま副食を提供しております。町も同様の取り組みを実施し、保護者の負担軽減を図る考えはないか伺います。

（2）今回、無償化されなかった3歳未満児の保育料の経済的負担は、保護者にとって大きいものがあります。町の保育料の負担額表を見ると、所得階層が上位C4以上の基準価格が近隣の自治体と比較すると高い部分が多いと思います。保育無償化の恩恵を受けない保護者に対する支援として、適正な保育料負担基準の見直しが必要ではないかと思いますが、町の考えを伺います。

2点目、入札制度の改善についてであります。

町のホームページで公表している入札結果の一部に、高い落札率や一者応札、入札不調などが見られます。さらに、全国的には公共事業の官製談合や予定価格の漏洩などの入札不正事件が報道されております。それらを踏まえ、町は適正価格で優良な公共事業を実施できるように、

競争性や透明性にすぐれ、公平・公正な入札を行う必要があると思います。

その改善策として、予定価格の事前公表や一般公共入札基準価格の引き下げ、入札結果の詳細な公表などを検討すべきだと思います。町は、入札制度改善に向けて、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、保育事業の改善について、2、入札制度の改善について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の保育事業の改善についてお答え申し上げます。

まず、（1）の保育施設における副食の無償提供についてでございますが、町におきましても、幼児教育・保育の無償化制度実施に伴い、保育所の副食費が保護者負担とされたことを受け、副食費の取り扱いについて検討を行ったところでございます。しかしながら、幼稚園と保育所での給食の提供方法が異なることや、在宅で保育をしている家庭への助成ができないことを勘案しますと、子育て世帯への一律の助成が困難であり、副食費については保護者負担を原則としたところでございますので、御理解願います。

次に、（2）の保育料負担基準の見直しについてでございますが、町では、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、保育料の改正を行っております。その際には、国が8階層であるのに対し、本町は15階層に細分化して階層間における保育料の差を小さくするなど、保護者の皆様の負担軽減を考慮した改正としております。他の自治体におきましても、本町と同様に階層の細分化を実施しており、階層ごとに比較すると保育料の高低はございますが、全体の比較では平均的な保育料となっております。また、本町の保育料は、保護者の皆様の負担軽減を図るため、国で定めている基準保育料の約6割としているほか、国の制度に準じて多子世帯及びひとり親家庭などへの負担軽減も実施しているところでございます。保育料の改正につきましては、今後国の動向や近隣市町村の状況を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、第2点目の入札制度の改善についてお答え申し上げます。

まず、予定価格の事前公表につきましては、当該希望価格へ入札が誘導されるとともに、入札参加者の積算、見積もり努力を阻害し、適正な競争がなされないおそれがあるため、国の指針に基づき事後公表としているところであります。また、入札結果の公表につきましても、昨

年度から予定価格や落札率を表記するとともに、入札回数に応じた表記に変更するなど、より詳細な情報を公表しているところであります。

次に、一般競争入札基準価格につきましては、これまで設計金額5,000万円以上の建設工事を一般競争入札の対象としておりましたが、昨年度からは設計金額3,000万円以上の建設工事を一般競争入札の対象とするよう基準価格の引き下げを行い、これまで以上に公平で公正な入札が執行できるよう制度の見直しを行っているところであります。

入札制度の改善につきましては、引き続き国や県、近隣自治体の動向を注視しながら公正で透明な競争性にすぐれた入札形態の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 保育所の問題で、副食費の問題ですね。そこから行きます。

まず、10月から始まった幼児教育と保育の無償化については、消費税の増税とセットで実施されているというところにやや抵抗を感じるわけですが、そこを分離して考えれば、子育て世帯に対する経済的支援としては大きな効果があるということは評価をしております。ただ、今回の無償化で、保護者によっては無償化されたことでもう支払わなくてよくなった年間の保育料の総額には大きな開きがあるんですね。

具体的に言うと、3歳児の保育料が一番高かった人は、利府町、月額3万5,000円です。ということは、それを無料にするということは年間で42万円保育料を払わなくてよくなるということになります。ただ一方で、町民税非課税世帯の方の保育料というのは月4,000円でした。そして、非課税世帯で母子家庭・父子家庭の人の保育料はゼロ円でした。また、所得割だけの世帯の人は月6,000円の保育料、母子・父子家庭だったら2,000円ということで、その保育の無償化によって負担軽減される年間の保育料は、所得の比較的低い保護者の場合は年間の減免額がゼロ円の人はそのままですが、あとは年間4万8,000円、年間7万2,000円ということになりますので、一番高い人と比較をすると9倍近い軽減される額の開きがあります。

その辺については、町もよく認識していると思いますし、これ自体は町の責任ではないんですね、国がやっている制度ですから。ここについてはとやかく言いません。ただ、そういうことで、その所得の低い人たちに対する保育の無償化によって恩恵がされる金額というのは割と少ないんですね。そういう点を踏まえれば、副食費の無償化で保育料の減免の割と少ない人たちに対する子育て支援というものにもつながるという意味で、副食費の無償化をするべきだと

私は思うわけです。

答弁では、副食費の取り扱いについては検討を行ったということでありますけれども、その辺についてはもう少し具体的に言うと、どういう検討をされたのでしょうか。ここでは、答弁では幼稚園と保育所での同じような減免の仕方はできないということなどを検討したようですが、どのような検討をされたのか、その内容についてちょっと伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） 再質問にお答えいたします。

副食費が保護者の負担という考えが示されたことを受けまして、どういった検討をしたかということなんですが、まず保育所と幼稚園での給食の提供方法が違うというところですか、あとはすこやか子育て支援事業での取り組みの今後の方向性ですか、あとは現在提供している給食の質を落とさないようにしなければならないといったところなどを、さまざまな情報を集めましていろいろな角度から検討を行ったというところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 副食費の取り扱いについて検討を行ったということでしたけれども、全協での説明のときもお話あったんですけども、あと町のホームページを見ると、3歳児から5歳児までの保育料は無料になったんですけども、給食費は支払いをしていただきますよということで、その説明として、全協のときにも子育て支援課長が言いましたけれども、こう言ったんですね。自宅で子育てを行う場合も、昼飯代といいますか、昼食はかかると。ですから、その保育所を利用しているしていないにかかわらず、その給食代は負担をしてもらうということが大きな理由として、今までは保育料の中に含まれていた給食費なんですけれども、今回から負担をお願いするということになりましたということなんですけれども、この基本的な考え方については、そうするとどういうふうに捉えればいいんですか。こういう形でホームページで書いてあるのを見れば、要するに保育所を利用する保護者も給食費を、家にいる子供たちも昼食を食べるんだから、保育所にいる子供たちも昼食代は保護者が負担するのは当たり前だというような書き方をしているんですけども、この考え方と副食費を助成するという考え方のつながりについてはどういうふうに捉えますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

副食費の取り扱いにつきましては、国の方針というか考え方で、保護者が負担をするものと

いう考え方が示されておりまして、今回、幼稚園と保育所の給食の提供の仕方が違うというところもあり、一律に考えることは難しいというところがありまして、今回は副食費については一律で徴収をするという取り組みになったものでございます。

その中でも、国の制度に準じまして、所得の低い年収360万円未満相当の世帯につきましては、国の制度によりまして副食費を免除となっております、その対象となる方は現在175人の方が対象となっております、免除を行っているというところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 町長に同じ質問でちょっと聞きますけれども、同じ質問なんですけれどもね。町がホームページで示しているように、自宅で子育てを行う場合も昼食はかかると、保護者が払うと。だから、保育所を利用している保護者も昼食代は自己負担すべきだという考え方で今来ているわけですよ。ただ、それが基本になるんだけど、ただ減免をしようかなとか、助成をしようかなという考えも検討されたわけですよ。そういう点でいうと、今後自治体、全国的に見ると、今はとりあえず国の方針に沿って保護者に負担をさせるけれども、来年の4月から町というか自治体のほうで無償化したり一部助成したり、いろんな方法で支援をしていくということを検討している自治体があるようなんですね、新聞とかを見ると。そういう点でいうと、この基本的な考え方はあるけれども、これはこれでおいておいて、可能性としては副食費をやはり保育料の中にも含めるという考え方でいくかどうかわからないけれども、補助を、あるいは助成、無償化、いろいろありますけれども、そういうことをしていくということについては、町長としては家にいる子供もかかるんだから保育所の保護者も払うべきだということ、これは厚労省が指導しているわけですから、こういう考え方は。この件について、町長としてはどういうふうに思いますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えいたします。

国の方針ということの大前提が土村議員もおっしゃっているように、また把握されているように、まず基準というものがあって、課長が今御答弁させていただいたように、さまざまな検討を私たちもさせていただいて、そしてこれも土村議員がおっしゃっているように、把握されているように、なかなか厳しいという皆さんには私は免除をさせていただいております。その中で、やはり国の基準というもの、または方針というものが示された上で町も検討させていただいた結果、このようにさせていただいているということでもあります。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 国では360万円、年収ね、以下の保護者に対しては給食費を補助したり、あるいは第3子以降の子供たちの給食費は無償にするのかな、無償にするということなんですけれども、ただ利府町はそれに上乗せして今回、国がやれと言っているのは副食費の分だけ無償にするということなんですけれども、利府町の場合は今回主食費も第3子以降は無償化するというので、国より少し上乗せして検討はしているということは、これは評価します。

そういうことを踏まえて、今後、副食費の助成について、いろんな問題がありまして、一番の大もとは財源ということになるわけなんですけれども、今後といたしますか、全国の自治体を見ると、質問通告の中でも言いましたけれども、もう100を超える自治体があるわけです。どこどことは言わないけれども、例えば秋田だったらもう全自治体の半分が無償化をすとかということとで頑張っているところもあるんですけれども、宮城県でいえば大郷町と大衡村かな、2カ所だけ、まだね、ですけれども、無償化をもう継続しているんです。そういった点で、今回検討したけれども、今後、財源の問題とか、あるいは助成の仕方とか、360万円を倍にして枠を広げるとい自治体もあるんですよ。いろんな方法があるんですけれども、やっぱり副食費の助成についてはさらに検討を重ねるといこととでしてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

副食費の助成の今後のあり方というところとございまして、町では国の無償化制度に加えまして、第3子以降の給食費の助成を行っているというところとございまして、今後につきまして、議員おっしゃるように財源というところもお話ありましたが、そういったところも含めまして、国の動きとか近隣の市町村の動きとかを見ながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） では、無償化について最後に1個だけ。

保育料が減免される額と、これから10月から始まった給食費の自己負担をするということのその差額といたしますか、年間42万円も減免される人は給食費を払っても年間6,500円の12回だから7万8,000円ぐらいですけれども、その人にとっては保育料の軽減がすごく恩恵があるわけで

すけれども、そうではない所得の基準が低い人、特にその中でもひとり親世帯の人は保育料が非常に安いんですね。町民税がかかっている、保育料がひとり親の方は4,000円でした、今までね。そうすると、年間で4,000円だから4万8,000円の保育料を払っていたんだけど、今回それがなくなったとしても、一方でその6,500円、副食費が4,500円、それから主食費が2,000円か、6,500円の12カ月にすると7万幾らになりますけれども、そうすると逆に無償化によって、ひとり親世帯である程度C2ぐらいのクラスの人になると逆にこの負担がふえるのではないかと、そういう逆転現象と言っているようなんですけれども、そういうケースというのは利府町の場合はないんですか。あれば、その対応はどうするのかということについて。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

議員おっしゃるような、その階層によつての逆転というところは、本町においてはそういう状況はございません。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） わかりました。では、そこはいいです。逆転現象の保護者はいないということであれば、そこは少し安心ですけれどもね。わかりました。

次、保育料の算定方法の検討ということで、これは10年ぐらい前、私が1回一般質問をしたんですね。質問としては、近隣自治体との比較をすると、保育料基準の高い部分、中堅所得層の部分かな、割と近隣と比較すると高いランクのところが多かったんですね。だから、それを見直ししたらどうかということと、あと刻みはその当時は、10年近く前は、保育料の基準の刻みが今は17段階あるんですけれども、それよりちょっと少なかったということで、刻みを細かくしてその所得に応じた保育料にするべきではないかということで、10年近く前に一般質問したんですけれども、その後近隣自治体との比較の部分についてはなかなか進まなかったんだけど、所得に応じた刻み方をかなりふやして、若干所得に見合う保育料になったのかなとは思っています。

そういう中でも、今この質問をするに当たってその所得階層表を見ると、近隣自治体と比較すると、やはり中間所得のレベルの皆さんの保育料というのは高いところが多いんですね。低いところも若干あったんですけれども、あと同じ部分もあったけれども、高い部分がかなりあるということで、そこをやはり直すべきだなと思うんですけれども、事前に課長とこの問題についてちょっと事務的な打ち合わせをしたときに、その低いところとばかりね。ここで私が

考えたのは、比較したのは多賀城市と仙台市と富谷市か、その3つだったんですね。そうしたら、課長が、何で安いところばかりと比較するんだということで、もっと利府町より高いところがあるんだという話だったんですけれども、高いところに合わせる必要はないんで、やはり利府町より格安ではないけれども、比較的保育料の安い自治体と比較をしてそれに合わせていくということが、保育料の軽減にも子育て支援にも間接的につながるのではないかなと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。改善というか、検討する余地はありますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） お答えいたします。

確かに、階層ごとに近隣の自治体の保育料と比較をいたしますと、高いところと低いところとそれぞれありまして、市町村によってもその保育料の設定につきましてはばらつきがございます。利府町におきましては、その中でも平均的なレベルではないかなというふうには捉えております。

今後のその見直しにつきましては、入所児童数の推移というところも階層ごとの児童数の推移というところもあわせて見なければいけないなと思いますし、今回の幼児教育・保育の無償化によって、児童数にどう影響するのかというところもしっかりと今後は見ていかなければいけないかなと考えておりまして、そういったことも含めまして、国の動向や近隣市町村の状況などを見ていきたいなとは考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 答弁の中にあっただんですけれども、国で定める保育料よりも階層を細分化するという事は、これは別に利府町に限ったことではなくて全ての自治体が、国ではたしか8段階ぐらいに区分けしているんですけれども、大体もうどこの自治体でも13段階とか15とか、利府町は17で、仙台は19か20ぐらいに区分けしているんですけれども、細かく割っているんですけれども、これは別にだから利府町だけではないんですね。全ての自治体がやっていますし、それから国で定める保育料の約6割程度としているということですが、これもどこの自治体も同じことを、6割程度の保育料の算定基準にしておりますので、これ自体は基準の見直しには全くつながらないと思います。

ここで書いてあるように、今後、改善については、近隣市町村の保育料の状況を見ながら検討していくということですが、近隣が高ければそれに合わせるとはもちろんいうわけに

はいかないんで、安い近隣自治体と比較してそこに、利府町は子育て最優先のまちということでもありますので、やはりそういう子育てで利府町より保育料が少し安い保育料に合わせていくということが必要だと思うんですけども、そういう点では検討していくということについては、やっぱり保育料の見直しというか、引き下げにつながるような検討と考えていいのかどうかということと。

それからあと、その算定基準表の刻みを見ると、仙台は利府町よりもっと刻みが細かいんですけども、所得の低い層を刻んでもしょうがないんで、所得の高い層の刻みをかなり細かく仙台はやっているんですね。そういう点で、利府町も仙台に合わせるとするか、仙台は仙台でおいといていいんですけども、所得に応じた刻み方を細分化していくということが必要だと思うんですけども、その辺についてはこれから検討するのもかもしれないけれども、課長の考え方を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） 答えいたします。

階層の刻みということでございますが、所得の高いところの刻みということで、仙台市さんとの比較のお話もありましたが、所得の高いところは逆に利府町のほうが低い、仙台市さんと比較しますとですが、低いのかなとは捉えておまして、この階層ごとの差額、その開きですけれども、利府町の場合は最大でも5,000円の刻みで抑えております。ほかの市町村に比べますと、見ますと、最大で6,700円から1万2,000円くらいの開きがあるところから比べますと、利府町の場合のその階層の刻みについては、最大幅でも5,000円というところで抑えておりますので、今後、その辺も階層ごとの人数とか、そういったところも含めて考えていければなどというところではございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） では、いいです。しっかり、この所得に応じた保育料になるような基準表を作成すると。これ、ほかの自治体と比較するというのは難しいんですね。所得税の刻み方が全く違うんで、だから利府町に合った刻み方で構わないんで、なるべく所得に応じた適正な保育料の基準表にしていくということを要望しておきます。

保育料の刻みが5,000円ずつ違うということを課長言ったんですけども、町民税の負担額が1,000円違っただけで保育料が5,000円変わってくるんですよ。だから、町民税が1,000円違うと5,000円変わる、月の保育料ですから、年間になると6万円変わってくるわけですよ、町民税が

1,000円違っただけでね。だから、そういう点では、しっかりと所得に応じた、見合った保育料の算定方式、刻み方にしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。終わりますでない、次に行きます。終わったと思った。

○議長（吉岡伸二郎君） 2問目行くんですよね。

○11番（土村秀俊君） もう一回行きます。一応12時までね、終わるように頑張ります。

それでは、入札の問題です。

入札の改善についても、保育料金と同じように、これも以前質問しています。もう議場にいる方も御存じの方もいますね。平成28年、2年前の6月に一般質問しております。そのときの論点は、落札率の適正化ということですね。90%後半がこの当ても多かったんで、やっぱり適正化をするべきだということとか、あるいは一般競争入札の価格設定を引き下げるべきだと。この当時は5,000万円だったんですね。それから、今回も言いましたけれども、予定価格の事前公表と、そのときそれにあわせてあともう一つ、入札監視委員会を設置したらどうかということも提言しました。

これについて、この一般質問の後に2つほど改善をされております。1つは、入札の価格設定が引き下げられました。ここにも書いてありますけれども、5,000万円だったのが3,000万円ということで引き下げられました。それからあと、入札監視制度の設置をしろという要望に対しては、入札監視委員会をつくらなかったんですけども、監査委員会で監査委員に入札監視委員の業務をやれということで、私がやることになったんですけどもね、2年間。そういう点では、これも一般質問で当局のほうで改善された点だと思います。

今回も、この一般質問の中でもさらに改善を進めていただきたいなと思いますし、今言ったような、主には予定価格の事前公表とか、あとは一般競争入札の価格の引き下げとか、それから入札結果の詳細な公表、この主には3つの点の改善を要望するわけですけども、決して難しい問題でもないし、ほかの自治体でも結構やっているわけですから、そういう点でしっかり構えていていただきたいなと思います。

まず一つ、予定価格の事前公表についてです。町長が答弁で言ったように、国の指針に基づいていると、それからあと落札率も高どまりになると、それからあと適正な積算・見積もり努力の疎外ということなど、そういう弊害があるという答弁、文書にはないけれども、答弁されました。

ただ、この予定価格の事前公表というのは、もう既に多くの自治体で公表しています。例え

ば宮城県、それからあと仙台市も事前公表しているんですね。それから、全国的には200か300の自治体が事前公表しているわけです。全国で今、質問要綱でも言いましたけれども、入札不正事件がいろいろ摘発されているんですけども、大きな内容としては予定価格を漏洩するという不正事件があるわけです。そういうことを考えれば、この予定価格を事前公表すれば、その予定価格が漏洩するというそういう入札不正事件は全くなくなるわけですね。そういう点ではすごく効果があるなと思います。それから、そういう点で非常に入札に対して透明性が確保されるということで、それを目的に宮城県も仙台市もやっているわけです。ですから、利府町もぜひこの透明性の、あるいは入札の不正防止を踏まえれば、この予定価格の事前公表というのはすべきではないのかなと、検討したらどうかと思うんですけども、その辺については。財務課長ですね。

予定価格の公表というのは、かなり前は利府町も一回やっていたという話をちょっと聞いているんですけども、だからできないわけではないんですね。だから、そういうことも踏まえてぜひやる方向で検討すべきではないかと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

予定価格の事前公表、確かに議員おっしゃるように、平成22年度までは事前の公表をしてございます。平成22年度でございます。ただ、その後に、国の指針というのが示されてございます。発注関係事務の運用に関する指針でございます。こちらの指針の中では、原則予定価格については事後公表をするという指針がございます。我々自治体のほうは、この指針をもとに事後公表に切りかえたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） そうすると、入札のいろいろ改善しろという、私は質問をしているわけですけども、その予定価格の事前公表についてはやる可能性はないというふうに考えてよろしいんですか。国の指針だというのはわかっているんです。もちろん宮城県もわかっているし、仙台市もわかっている、事後公表にしろというふうに強い指導をされたんですけども、県も仙台市も事後公表にすれば入札の透明性に逆行するのではないかということで、県知事村井さんも仙台市も頑としてこれは蹴飛ばしているわけです。そういうことを考えれば、国の指針とはいっても、やっぱり予定価格を公表すること自体は透明性に大きな貢献をすると思いますし、

あと予定価格を公表してしまえば入札価格が高どまりになるというふうなおそれもあるのかもしれないけれども、でも、実際に予定価格を公表していなくても結構90%後半の落札価格というのはあるわけですよ。だから、これは予定価格を公表して、逆に下げる努力を業者の人たちはするのではないかなと思います。一回やってみてダメだったらもう一回事後公表に戻せばいいと思うんですけども、その辺についてどういう考え方でしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

落札率の問題につきましては、高ければ談合というふうには、一般的には低ければダンピングというようなところも、見方もございます。ただ、その落札率だけを捉えて、適正な入札か、適正ではない入札かというふうにはならないのではないかなと思っております。平成22年度までの落札率のほう今持っていないんですけども、今現在平成30年度の落札率、平均すると工事で91.1%でございました。平成23年度当時、これは92%平均でございます。平均しますと90%強のところは今利府町は推移をしているのではないかなと思っております。

今後の予定価格の事前公表という部分でございますが、現在はやはり指針にあるように、そういった方向で進めたいと考えております。今、県内のお話もありましたが、今事前公表を実施している自治体は全て公表しているのは5自治体でございます、県内です。一部公表している自治体は6団体でございます。そのほかの自治体については全て事後公表という状態になっております。ただ、入札制度については、透明性、公平性という部分では先ほど議員さんがおっしゃってありました監査委員の審査等も受けて適切にやっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） では、なかなかやらないというふうに考えていいのかなと思います。ただ、私は落札率を下げろとかということは、私一言も今言っていないよ。落札率が高どまりになるからこの予定価格の事前公表はしないんだろということだけを言っただけで、落札率が高いからだめ、低いからよしというそういう単純な話では私考えていませんので、そこは誤解しないでいただきたいと思います。

この事前公表については、やっぱり河北新聞にも書いてありましたけれども、県も仙台市も入札の透明性に逆行するだろうと、事後公表すればね。そういうことで、やっぱり入札の公平・公正・透明性を高める上では事前公表をすべきだと思いますので、ぜひ検討をしていただき

たいと思います。

それから、あと入札価格の変更です。今、5,000万円から3,000万円に下がりましたがけれども、全体的に見れば宮城県は大体1,000万円、どこの自治体も1,000万円、仙台市でも1,000万円だと思ったけれども、1,000万円以上を一般競争入札にして、多くの業者が参加できるようにするということで、その競争性を高めるということにしているわけですし、利府町も平成22年までは1,000万円の基準だったわけですね。それが、震災があったということで、なかなか手続が大変だということで5,000万円に上げたわけですがけれども、復興の工事もだんだん終わりつつあるということで、もとの1,000万円の基準価格まで戻すということもぜひ検討すべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

確かに、平成22年度までは1,000万円という基準にさせていただいておりました。その後、震災事業の推進を目的に3,000万円、そして5,000万円ということで基準額を上げてございます。さきのいろんな質問等を受けまして、我々のほうでも平成30年度検討をさせていただいて、震災事業もある程度終息を迎えた。ただ、事業そのものはまだ継続しております。発注関係については終息を迎えたという意味で、また3,000万円のほうに戻しているという状況でございます。この金額につきましては、やはりすぐに下げるとか上げるとかというのではなくて、やっぱりそのときの状況でございます、利府町の状況のみならず、国内の情勢、そういったものを勘案しながら検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） では、引き続き、下げたばかりだから、すぐにまたというわけにはいけないかもしれないから、引き続き検討していただきたいと思っております。

最後に、ホームページの入札結果の公表についてですけれども、利府町は平成30年から公表していたのかな、県内の全ての自治体が入札結果については公表しております。そういう点で見ると、いろんなところを比較するとかなり差があるんですけども、利府町のこの公表の状況については割と進んでいるというふうに思いますか。公表の内容、状況について書いてあるんですけども、町としてはどういう判断をしますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

ホームページの公表内容でございますが、公表項目数だけを見ますと、近隣自治体を調べた結果があるんですが、項目数だけで見ると、利府町は14項目でございます。松島町も14項目でございます。ほかの自治体については八、九の項目となっております。こういったものを見れば、項目数だけを見れば、利府町は進んでいるなどは考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 利府町の公表内容が、私はかなり不十分だなと思うんです。自治体によってはすごいんですよ、皆さんホームページを見てもらえればわかるけれども、予定価格も記載していない、あるいは入札参加の業者数の記載もない、あと落札率の記載もないと、こういう自治体も結構あるんですね。その一方で、入札参加者数はもちろん、どの会社が幾らの金額で札を入れていたのかを明記している、これは松島町ですけれどもね、あと総合評価方式というのもありますけれども、その選考過程を明記して、札を入れた会社の評価点を全て公表している、これは柴田町と大崎市なんですけれども、非常に透明性に富んだ入札結果の公表をしているホームページも、自治体もあるんですね。

そういう点でいうと、利府町は予定価格と落札率と参加業者数だけを明記しているけれども、参加業者の入札した金額とか、総合評価方式の参加各社の評価点などはホームページでは見られないんですよ。そういう点で、やはり透明性の向上に向けてさらなる改善が必要だと思いますし、実際にやっている自治体があるわけですから、松島もやっているわけですから、細かくやっているんですね。そういう意味で、近隣の自治体のホームページの公表状況を見ながら、町もこれを改善していく必要があると思いますけれども、どうでしょうか。検討する考えはありますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

公表の部分については、今、ホームページのお話でございますが、窓口に来れば公表の事務を行っております。ホームページの公表についても、入札制度とあわせて検討しないというふうにはなりません、全て検討していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 適正な入札制度に向けてしっかり改善していただきたいということを述

べて、質問を終わります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、11番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時0分とします。

午前11時54分 休 憩

午後 0時55分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第3、報告第8号専決処分の報告**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号専決処分の報告についてを終わります。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第4、承認第2号専決処分の承認**を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第5、承認第3号専決処分の承認**を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第6、承認第4号専決処分の承認**を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号 利府町文化交流センター条例

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第7、議案第64号利府町文化交流センター条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第64号利府町文化交流センター条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第65号 利府町学校給食費の免除に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第8、議案第65号利府町学校給食費の免除に関する条例**を議題と

します。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、お伺いたします。

一般質問でも私提案させていただきました教育環境の充実は、これからの時代の子供たちに対しまして、この時代の変革期を生きていく子供たちにとって、本当に急務であると一般質問でも申し上げました。この給食費の免除の条例案につきまして、6年生と3年生のみの提案となっているということを、町内の約30名ほどの保護者の皆様に御意見を伺わせていただきました。6年生と3年生だけ無償化なら教育環境の充実に使ってもらいたいという声が、無償化になってうれしいという声とほぼ同数でありました。今回の一般質問で、町長の教育環境の充実についての答弁につきまして、行っていきたいというふうな答弁をいただいておりますが、子育て支援策であるこの給食費無償化と同じ優先レベルでこの教育環境の充実を行っていくという町長の答弁の内容でよろしいでしょうか。そこの部分をお伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員にお答えいたします。

教育環境をしっかりと改善させていく、充実させていく、そのとおりでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 教育環境の充実は大丈夫ということで、そのように優先レベル、どちらも同じ形でやっていただきたいと思います。

それから、この給食費の件に関していろいろと伺っていく中で、保護者の皆様が一番不公平だと思っている部分、もう一点ありまして、それは未納の方が利府町は多いのではないかとこのようにありました。その声を受けまして、私調べさせていただきましたところ、国では金額レベルですが約0.4%の未納率があるところではありますが、利府町としましては約2.6%前後でここ数年間続いているところでありまして、全国から見ても大分高い率で推移しているところでございます。この不公平だという声がある中でこの無償化がスタートすることによって、さらに助長されるものと考えております。これに対しての町の対応をぜひお伺いしたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員にお答えします。

未納の問題についてお答えさせていただきます。今回、小学校6年生と中学校3年生という給食費無償化、身の丈に合った大きな第一歩であると考えています。その大きな第一歩に関しまして、無償化を受けるには給食費の未納が前提であるという規則をつけ加えたいと思っております。これで、未納の問題は解消するのではないかと当局は考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 規則を付け加えるということは、条例の中に規則をつけ加えるということによろしいでしょうか。お伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） では、お聞きします。

9月のときに、すこやか子育て支援事業に対してちょっと金額が少なくなったので、私は反対したんですけれども、受けとめ方のお話をしたいんですけれども、前のすこやか子育て支援事業というのは第3子が生まれたときにその方に対する対象であって、今回はそのすこやか子育て事業に対しての不満というのは、1人目、2人目しか生んでいない人というのは、なかなか第3子生んでいないからその対象にならないので、恩恵にあずかっていなかったということで、やっぱり不満感が少しあったんですよ。2人だけだと対象にならないと。今回は、第1子から第2子も全ての子供が逆に対象になるわけではないですか、中学校3年生と小学校6年生で。ということは、必ずこれは恩恵にあずかれることになったから、逆に言うとそういった不満感というのがなくなるという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

まさしくそのとおりで、いずれの皆様もいずれの時期にいずれの段階かで恩恵が必ず受けられる、利府町の子ども・子育て支援を受けられるという制度設計でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 理解いたしました。

あとは、ちょっとお話ししたいのは、町の保護者の受けとめ方としては、これは年代を区切ってではなくて、やっぱり全員、全学年が対象なんではないかなという、河北新報には載りましたけれども、全学年が無償化になるのではないかなというような期待もありますし、そうい

った受けとめ方があったんですよ。やっぱり、これは丁寧な説明、何でこれにしたのかということをしなければいけないと思いますし、あとは今小学校6年生と中学校3年生という話がありました。財源がしっかり確保できたのであれば、これを拡大していく、そういったこともやっぱり考えていかなければならないんですけれども、それに対しても意見をお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員にお答えいたします。

全協の際も、または議会での質疑の際でも、身の丈に合ったというお話をさせていただいております。今、私たちの税収のうち、財政規模のうち、今給食無償化、無料化に第一歩を踏み出せる段階であるということ、それがまずは身の丈である。そして、これから税収増を私たちは一生懸命頑張って果たして行って、そしてその見合った財源によって今後は皆さんとお話し合いのうちにどうするのかということを検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今、町長が身の丈に合った制度をつくっていくというお話がありました。

身の丈に合ったということであれば、段階的な無償化を図っていくということなんでしょうけれども、段階的ということであれば、徐々に給食単価を下げた行って、最後にゼロにするという考え方もあると思います。私、おととい質問しましたけれども、それが一番公平な行き方ではないかなと思っておりますけれども、その辺、今回は学年を絞って、学年を徐々にふやしていくというような政策なんですけれども、それよりは給食単価を徐々に下げた行って、最終的には完全無料化を図るといふことのほうがより公平な行き方ではないかと思うんですけれども、町長の意見はどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員の御質問にお答えします。

まさしく、手法の違いだと思っております。私は、東日本大震災のときの経験として、公平性のわなではないんですけれども、この避難所にいる全員に食料を配れなければ配りませんというような経験を何度もいたしました。今回、広く浅く恩恵を受けていただくか、または集中して投入して、最終的には全員が小学校6年生、そして中学校3年生を通る段階で恩恵を受けるという考え方に今回は政策を集中させていただいたというところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今、避難所の話が出ました。要するに全員に配れないんだったら、配ら

ないと、これも極端なんですけれどもね。全員に配れなかったら分け合えばいいんですよ、これは。ですから、分け合って全員に少しずつで配ると、そういった考え方が一番公平ではないかと思うんですけれども、再度聞きたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 高久議員にお答えします。

これは本当に、高久議員と思いは、ゴールは同じだと思っております。ただ、そのゴールに行く手法が違うだけなんではないかなと思っております。まずは、私たちは集中投下をさせていただいたほうが、政策誘導、または政策目的に合致しているという考えで、今回小学校6年生、そして中学校3年生という限定した学年にさせていただいた次第です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 手法の違いということなんですけれども、その手法の違いが不公平感を生むということを行っているわけです。その不公平感をどうやって払拭するのか、その辺をもう一度町長に聞きたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 御質問にお答えいたします。

この前の質疑の際も、高久議員とは大変レベルの高い質疑をさせていただいたと思います。入口の公平性か、または出口の公平性かというお話をその際させていただきました。私の考え方としては、入口の公平性を求めてしまうと余りにも広く薄くなりすぎて、その恩恵を受けているという感覚がちょっとなくなってしまうかねないのではないかということ、限りある資源をどのように集中して、結果的には全員が恩恵を受けて幸せになるという方法を今回はとらせていただいたというところで、済みません、答えは変わっていないかもしれないんですけれども、そのように答弁させていただいたと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

最初に、反対討論。8番 伊勢英昭議員。

○8番（伊勢英昭君） 議案第65号利府町学校給食費の免除に関する条例に反対の立場で討論します。

この件に関しましては、町長の選挙公約に掲載したときより注目し、どのような形で施策に反映されるのかを期待を持って注視してまいりました。このたび、定例会において提出された給食費無償化の町長案について、受益者の公平性や町財政の長期的負担の面から、著しく疑問があることから反対するものであります。

給食費無償化については、町からの子育ての支援、応援の意義が最大であって、子育てに苦勞している子供がたくさんいる家庭や母子家庭、父子家庭が最優先されて当然であって、町長案の特定の学年を対象としたばらまきに近い施策では、住民、納税者の理解が得られないばかりか、小6、中3以外の新年度対象外の保護者はこの制度がいつまで続くのか、果たして我が子が給食費無償の恩恵にあずかれるのか疑心暗鬼になる制度であります。公平に行き渡るためには、仮に新年度入学の小学校1年生が給食費無償の恩恵の対象となる小6、中3になるまで最低でも9年間必要であります。制度が始まる令和2年度から9年後の令和11年度まで町は財源を担保できるのか、安定的に財源を確保できるのか、甚だしく疑問であります。議員としても、町民に説明できないばかりか、説得するすべもございません。

町長当選より1年半余り、長い間検討、模索してきた結果がこれかと思うと、余りの私どもの考えとの乖離に愕然とすると同時に、余りにも町長みずからの選挙公約に拘泥された結果であると感じます。特に、税の使い道、分配に関して、弱者救済の恩情のある視点が欠けている点を指摘しておきます。

今は、給食費を上げなければならない状況にあります。一方では無料、そして片一方の子だくさんの受益外の家庭にとってはさらに負担がふえることが予想されます。町長案は、子供を持つ親にとって、いずれ無慈悲で温かみがない施策を実行する町長と映るかもしれません。ここで誤解がないように言っておきますが、給食費無償化には賛成しますが、町長案の特定学年への無償化には反対いたします。

よって、議案第65号利府町学校給食費の免除に関する条例に反対します。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、賛成討論。3番 鈴木晴子議員。

○3番（鈴木晴子君） 議案第65号利府町学校給食費の免除に関する条例について、賛成の立場で討論いたします。

本条例案の目的は、第1条に掲げられているとおり、子育て世代の経済的な負担の軽減を図り、もって利府町における子育て環境の向上に資することとなっております。少子化が深刻化している中、子育て世帯への経済的な負担軽減は必須の施策であると考えます。

公明党としても、2016年2月の衆議院予算委員会の中で、子供に対する教育的支援をどこまでやっていくのかということが日本の将来を決めていく、給食費は国が地方も含めて協力しながら全体として国が払っていくべきと、給食費無償化を提案しております。

また、17年4月の参院厚生労働委員会で無償化を実施している自治体の補助制度の仕組みや、子供たちへの影響などを調査分析するよう提案し、同年9月には調査がなされているところであり、本条例案は我が党のこれまでの主張と同じ方向性であると考えます。その調査時点での全国の無償化実施自治体は82自治体でしたが、県内でも来年度名取市が中学校3年生への無償化を検討中であり、全国的にもふえてきているところでもあります。給食費無償化は、全国の自治体にとっても、子育て支援策として必要な施策として取り入れられていると考えます。

また、日本の子育て支援の政府支出は先進諸国平均の半分レベルで推移している中で、高齢者への政府支出は1990年代後半から伸び、2000年の介護保険創設を経て、ついに先進諸国平均にほぼ達しているとのデータがあります。少子化対策として、今まで以上に子育て支援を充実していかなければならないことは数字から見ても明らかであり、本議案の給食費の免除に関しても子育て支援策として実施すべきものと考えます。

一方で、この条例案に対し憂慮すべき内容もあることは否めない事実であると思っております。本条例案の該当者は、小学校の第6学年、または中学校第3学年に在籍する児童及び生徒の保護者で、執行期日は令和2年4月1日となっておりますが、その他の学年はさきの全員協議会の説明にあったように、同日に給食費値上げの予定となっております。同日から値上げの学年がある中で、免除される学年があるというのは、不公平感をもたらすものと考えます。この部分に関しては丁寧な説明が必要であると考えます。

また、給食費未納の問題の精査が進んでいない中での無償化の開始は同じく不公平感をもたらしてしまうものと捉えており、この問題に対しても早急に調査をスタートすべきと考えます。

さらには、財源の確保についても、現時点での確保とはなっておりますが、この先文化複合施設第2期工事や、公共施設管理計画の遂行、予測不可能な自然災害への対応等、憂慮すべきものが散見される場所があります。財源については、やはり国の支援が必要であり、町としても支援の要請を続けるべきですが、安定的な財源確保ができていない状況であることも不安材料であります。

憂慮すべき項目があるところではございますが、大所高所から考えたときに、子育て支援策としては実施すべき施策であり、給食費が無償化されることを待ち望んでいる町民の声に応え

るという観点から、会派として反対の立場をとることはできません。今後、本条例案がさらに発展的なものとなるよう望み、賛成といたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに、反対討論。13番 及川智善議員。

○13番（及川智善君） 議案第65号に反対の立場から討論いたします。

学校給食法第11条第2項に定めがある学校給食運営費は学校側、給食費は保護者負担と、経費の負担区分を記述しており、児童生徒は学校と家庭が核となって育てるというこの法律制定の趣旨に合理性があります。今回の提案は、保護者が負担する学校給食費を免除することにより、子育て世代の経済的な負担の軽減を図り、もって子育て環境の向上に資することを目的にするとあります。

まず、考え方として、利府町は子育て支援の先進地であり、これまでも小中学校入学時における運動着支援事業、18歳未満の子供たちに対する医療費ワンコイン支援事業、第3子以降保育料無料事業など、手厚く実行してきていて、子育て充実の町として県内から評価され、人口増要因の一因にもなっております。

学校給食費無料化により、さらなる子育て支援の充実を求めている提案ではありますが、幾つかの問題点があり、次の3点を指摘したい。

第1点、税金の使い方。税金は全体の利益にかなう事業に用途を定めるべきであり、一部のみに焦点を当てるのは本来の姿ではありません。税の使い道として、所得の再分配という役割が期待されております。保護者の所得に関係なく給食費を無料にしまうと、生活の苦しい人から納めていただいた税金を裕福でお金に困っていない世帯にも回すことにもなってしまいます。また、給食費免除の経済的支援よりも、子供の力を伸ばす事業、子供を育てる教育環境づくりの事業に予算を配分すべきと考えております。

第2点、不公平感。小学校6年生と中学校3年生を対象に給食費免除を当該2学年に絞りましたが、ほかの学年に在籍する保護者にとっては不公平感は拭えません。さらに、ほかの学年は令和2年4月同時期に給食単価で値上げとなります。相反する免除と値上げはあつれきを生む要因となり得ると思います。また、全体の制度設計が見えない中で、当面2学年を対象に限定していくことは不公平感を長く助長することとなると思われます。

第3点目、財源。令和2年度から毎年4,000万円を超える財源として、すこやか子育て支援事業切りかえ分、制度改正分等は転嫁分として見込めるものの、町税増収分とふるさと応援寄附

金の活用は社会環境の変化や景気の変動に左右され、不安定な財源であります。現に昨日の新聞に載っておりましたが、大和町がここ2年間、地方交付税不交付団体でありましたが、町内の立地企業の業績悪化で大きく法人町民税が後退し、減収となり、来年度は交付団体に戻る見通しとなっております。利府町と大和町は違うものの、このような綱渡りの財源に頼らざるを得ない給食費無料化制度の持続は困難であると推察いたします。

また、利府町の人口ビジョンによれば、2060年まで総人口の変化はないものの、人口構成が変わり、高齢化が進展し、老年人口が約4,000人増加、生産年齢人口は3,000人減少、年少人口は5,000人前後で推移することが予測されていることから、自主財源の減少等による一般財源の確保はさらに厳しくなるものと予測されております。

また、29年3月に制定された利府町公共施設等総合管理計画による各施設、道路、水道管等維持管理をするために、近い将来大きな財政負担が伴い、ほかの財政サービスに多大な影響を与えることが明記されております。これに対する財源措置も定まっていない現状があるところであります。

直近では、令和3年7月完成予定の利府町文化交流センターの管理運営を行うために、指定管理者制度を導入する予定です。管理料として1年当たり2億6,400万円の費用を要します。これも補助金等はなく、町の一般財源から全て拠出しなければなりません。いずれも、財源が厳しい状況にあり、新規の事業実施は慎重に検討すべきであります。

以上のことから、議案第65号に反対いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 他に討論ありませんか。賛成討論、9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） 議案第65号利府町学校給食費の免除に関する条例について討論を行います。

この条例は、保護者の負担を軽減し、子供の健全な育成に資するものとして賛成いたします。

学校給食費の無料化は、1人当たり、小学校6年生では年額4万9,305円、中学校3年生では年額5万4,510円の金額となっております。給食費は、学校に納める教材費から見ると特別な出費を除き最も費用の大きいものであり、子育て世帯の負担になっていることは疑いないことです。

今回の給食費無料化は、子育て世帯の経済負担の軽減、食育の推進、子育て環境の向上、少子化対策、転出の抑制、転入・定住の促進を目的としており、これは子育て支援の町としても、町の人口をふやす政策としても評価ができます。

また、この給食費無料化は、憲法の義務教育は無償とする理念を生かすことにもなります。今後は、財政を確保して、対象年齢を拡大することを望みます。

最後に、給食費の無料化は、我々共産党議員団のさきの町議選の公約でもあり、子育て世帯が待ち望んでいた新たな子育て支援でもあります。

以上の理由で賛成いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第65号利府町学校給食費の免除に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第9 議案第66号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第9、議案第66号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第66号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第10 議案第67号 利府町老人ホーム入所判定委員会条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第67号利府町老人ホーム入所判定委員会条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第67号利府町老人ホーム入所判定委員会条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第68号 利府町子ども・子育て会議条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、議案第68号利府町子ども・子育て会議条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第68号利府町子ども・子育て会議条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第70号 利府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第70号利府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第70号利府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第14、議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第72号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、議案第72号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第72号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、議案第73号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議

題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第73号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第74号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第17、議案第74号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第74号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第75号 利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、議案第75号利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第75号利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時55分とします。

午後1時37分 休 憩

午後1時51分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第76号 令和元年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、議案第76号令和元年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、わかりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。

また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 2点お伺いいたします。

9ページの債務負担行為の中で、一番上の新生児誕生祝い記念品の購入事業がございます。令和2年度の事業ですが、債務負担で出されました。説明資料の中でこちらの説明が出ておりました。新生児の誕生祝い記念品、ウィッシングブックを贈呈するためこちらを出したということですが、このウィッシングブックの中身をお願いいたします。

もう一点は、20ページです。20ページの9目のコミュニティセンター管理費の中で、14節使用料及び賃借料の中で、仮設トイレの賃借料が入っております。これは、令和元年度分だけという話ですが、どの場所に設置するのか。それからまた、このトイレ工事、仮設トイレを建てておくのと工事の期間はほぼ同じだと思いますが、工事期間をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） それでは、遠藤議員の1点目の御質問にお答え申し上げます。

新生児誕生祝い記念品購入事業でございますが、ウィッシングブック、こちらは、申込用紙に必要な事項を記入していただきますと、お子様、御家族のお名前でも物語が展開される世界で一つのオリジナル絵本となっております。物語のほか、写真を張ったりとか、ファミリーツリー、御家族の名前を載せた木ですね、そのほか、保護者の方からお子さんに向けたメッセージを記載できるような形となっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 遠藤議員にお答えいたします。

まず、コミュニティセンターの仮設トイレの設置場所でございますが、こちらにつきましては、現在「tsumiki」という施設がございますが、その北側の駐車場のほうに設置を予定しております。

あと、工事の期間でございますが、先日入札執行しまして落札されておりますので、12月から3月の中旬を見込んでおります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ウィッシングブック、わかりました。昔から子供の名前を入れた物語の本というのはうちの40代の息子のころからあったものなんですけれども、それだけは非常におもしろくない本だったものですから、それにさらに写真とかいろいろなものがついているということで、親の思い等々も入れられるのかなど。私は、子供の名前入りの物語は全く無意味だと思っておりましたので、そちらは今のところちょっと品物も見ることができたらと思っております。これは、単価はお幾らなのかをお願いいたします。単価とそれと数ですね、102万3,000円ですか、この金額の中での数もお願いいたします。

トイレの件ですけれども、tsumikiの裏にある駐車場ですね、こちらに何基ぐらい設置するのか。それと、安全面が大変心配なんですけど、暗くなるのも早くなる時期ですので、この辺の安全面の対策、どうお考えなのかをお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 最初に、子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、単価でございますが3,100円で、個数にして300個となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、設置トイレの数でございますが、女子トイレにつきましては大便器2基、手洗い1基、男子トイレにつきましては大便器1基、小便器1基、手洗い1基の内容になります。

また、安全面でございますが、仮設トイレがユニット式になってございますので、その中に電気を引き込むというようなことで、安全面の確保を図っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ウィッシングブックのほうの単価、数もわかりました。以前の5年間で

すか、おむつケーキを誕生祝いとして出していたのとほぼ同額だと思います。皆様に喜ばれるようなものをぜひ出していただきたいと思います。

2点目のトイレですが、今のユニット式というお話で、しかし、あの場所が照明等々どのようなかなと思いますし、この時期非常に雪も懸念される時期でもありますし、その辺の雪対策とか、あるいは照明等々、非常に女性の方が使うには、場所的に屋台村の裏のほうになりますね、ちょっと心配な面があるんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、雪降ったときのその下場でございますが、こちらにつきましては、簡易舗装等の上にゴムシートを乗せて、一応滑りどめというような形で施工していく予定でございます。

また、安全面、電気関係でございますが、仮設トイレの外のほうにも電気がつくような形で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにありませんか。12番 高久時男議員。

○12番（高久時男君） それでは、まず5ページの債務負担行為、第2表ですね。このオリンピック関係の債務負担行為、令和2年度なんですけれども、にぎわい創出計画作成運營業務事業ということで3,000万円、それと歓迎装飾等設置業務事業ということで同じく1,000万円組んでいるんですけれども、ここまで利府やる必要があるのかなというちょっと疑問を感じます。この事業の必要性というものを再度説明していただきたいと思っております。

それと、33ページ、8款4項3目工事請負費で3,150万円、これは補正ですけれども、菅谷台地区緑地植栽撤去工事となっております。こちらのちょっと説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） まず、1点目、オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼オリンピック推進班長（佐藤浩幸君） 高久議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の5ページの債務負担行為の補正のオリンピック関係の事業についてでございますけれども、以前に全員協議会で御説明申し上げましたとおり、8月に町民の各種団体を集めまして、応援サポーター会議というものを開催しております。その中で、グループワーキング等で意見をいただきまして、そちらの意見を集約して全員協議会で、駅からグランディ・21までの歩く道のりにさまざまなにぎわいの創出だったり、休憩所だったりを作成していくとい

う事業を御説明いたしました。こちらにつきましては、やはり一番大きいものとしましては、にぎわい創出ということで、こちらは歩く人、それからもっと言えば、町民も一緒になってオリンピックを楽しめる、それから参加したということを実感できるような催しをしたいという思いで計画しております。

金額につきましては、少々高目と捉えられておりますけれども、こちらにつきましては、ことし開催されましたワールドカップとか、あとは同じ東北でオリンピックが来年福島で開催されるということもありまして、そちらの視察等を行った際の経費と比較しますと、かなり安い金額となっておりますことを御了承いただければと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（鈴木喜宏君） 高久議員の2点目の御質問にお答え申し上げます。

33ページ、8款4項3目公園管理費の中の工事請負費ということで、3,450万円補正に上げさせていただきます。こちらの内容につきましては、菅谷台地区になりますけれども、こちらの県道利府停車場総合運動公園線ございますが、こちらの両側でございます町管理の緑地について、菅谷台の町内会のほうから御要望を受けておりまして、植栽帯の中の蜂、それからヤブカ等、害虫が発生すると、そういったこともあるということで、植栽の撤去を要望されております。その植栽撤去した後はアスファルト舗装にしてほしいという要望がございまして、町としても今後の植栽の維持管理の節減ということも考慮しながら、今回植栽撤去、それからアスファルト舗装工事ということで増額補正を上げております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） この間、全協でこの十符のおもてなしロード、縮小版みたいなことをやるということで説明がありました。ただ、そのとき質問もあつたと思いますけれども、大体の来客者は外国の方も含めてほとんどシャトルバスで来るだろうということです。利府駅から歩いていく人は今までの実績でいくと、大体1試合5,000人ぐらいということですよね。そのぐらいの人間が大体歩いていくということです。ですから、徒歩で行く場合、途中でトイレとかそういう休息所とか、そういったものは必要だと思うんですけれども、この役場でやるパブリックビューイングであるとか、イオンの駐車場でやるパブリックビューイングとか、あと菅谷台小学校で行う避難所展示体験とか、こういったのは果たしてこの趣旨に沿っているのかなと思

う部分があります。

金額的に見ると、恐らくこのパブリックビューイングで大型のスクリーンを設置するとか、こういったものが結構費用的には大きいのかなと思っておりますけれども、そこまで利府が肩入れして、大体金額で4,000万円ですよ、そこまで歩く人、大体5,000人ぐらい想定ということとやるのが果たして妥当かどうかということですよ。先ほども、給食の問題云々で言っていますけれども、これは要するに利府のお金ですよ。どこからか補助金をもらうとか、そういったわけではないので、その辺をもうちょっと改めてもらいたいな、若干修正は必要なのかなという気はします。

それと、あと県はこの件に関してどういう対応をとっているのでしょうか。スタジアム以外で、要するにロードサイドとか、そういったおもてなしに類するような事業、何か県は考えているのでしょうか。その辺はやりとりしているのでしょうか。それをお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼オリンピック推進班長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

こちらの駅からグランディまでの道のりにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、応援サポーター会議という会議の中で町民の皆様からいただいた意見を集約して、このような事業ということで全員協議会でお示しした内容でございます。そこで、全協の資料につきましては、イメージということでのお示しではあったんですけども、まず、町のほうといたしましても、その歩く人もさることながら、復興五輪という位置づけもあって、利府町が開催地ということで、被災地としましては宮城県では利府町、福島県では福島市、その2カ所しか開催地にはなっておりません。そこで、そこに世界各地からいらっしゃるお客様をお迎えする体制といたしまして、町が何もしないでお迎えするというのではなく、そういった皆様をお迎えする体制、いろいろな考えはあると思いますけれども、やはり利府町といたしましては、シャトルバスでいらっしゃる方はどうしても主要駅、仙台駅とかからのシャトルバスでいらしゃって、会場で試合を見てそのまま帰るというような方々になるので、先ほど議員からも、歩く方は5,000人くらいということで、そういった方々を対象としたいろんな楽しめるイベント、それから休める場所の設置、そういったものを行っていきたいということでの事業ですので、御理解いただければと思います。

それから、先ほども申しましたとおり、来場者のみならず、利府町の町民の皆様も一緒になってお手伝いとかいただいたり、あとは同じにぎわいの場所で楽しんでいただいたり、そうい

ったことができれば、利府町にオリンピックがやってきたということを町民の皆様と一緒に楽しめるのではないかという思いで事業を進めておりますので、御理解いただければと思います。

それから、県の対応といたしましては、県のほうではこの道のりに道路にフラッグといいですか、オリンピックのフラッグ、街灯とかに飾りつけをするということを予定しております。それから、あとこの利府で考えた事業に対しても県のほうから支援をいただけるということで、今県と調整を図っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 何もするなということではないですよ。当然、利府町が会場になっているわけですから、当然ある程度のおもてなしはしなくてはいけないと思っているんですけども、何かちょっとイベントめいたことをそのスタジアム以外でやって、どれだけ人が集まるのかなというちょっと疑問は感じます。

それと、おもてなしということであれば、今ちょっとフラッグという話が出ましたけれども、バスで来るお客さんが多いということであれば、当然利府街道からもうそのままあの化粧坂からスタジアムに向かってくるだろうから、その間にそのときの対戦国の国旗を並べるとか、そういったのが非常に喜ばれるのではないかなとは思いますがけれども、余り利府駅からスタジアムまでということ限定して考えてしまうとちょっとね。実際は、利府駅から5,000人で、ほとんどバスのお客さんが多いということを考えると、やっぱり一番目に触れるところで、一番適切な、適切など言ったらおかしいけれども、やっぱり喜んでもらえるようなおもてなしをしたらいいのではないかなと思っています。その辺、もうちょっと考えて実行してもらいたいなと思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。7番 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） それでは、21ページ、15目の15節、ここに工事請負費で役場庁舎壁面に装飾作成とありますけれども、どこにどのような形でやるのか、まず一つ教えていただきたいと。

2つ目、29ページの3項災害救助費の中の委託費13番、ここに4,389万円、稲わら等の運搬業務委託料ということでございますが、これの費用としては国からの補助金2,494万5,000円、それから地方債590万円とかとあって、一般財源が2,200万円出すことになってはいますが、こちらの国からの補助金を見たときは、これは災害等廃棄物処理業務補助金となっております

けれども、これは説明の中で稲わら等ということでこの間説明を受けたんですけれども、これ、稲わらの処理、それから一般ごみ等々あろうかと思うんですけれども、この辺の稲わらとそれからこの費用の中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目、オリンピック推進室長。

○オリンピック推進室長兼オリンピック推進班長（佐藤浩幸君） 7番 鈴木議員の質問にお答えします。

21ページのオリンピック推進費の中の工事請負費、15節でございますけれども、こちらの内容につきましては、役場庁舎の諸室と諸室の間ところに大型フラッグと言われるターポリン製の装飾を施すという予定でございます。こちらは、5カ所でございます、1カ所の大きさが約5メートル掛ける9メートルのものを5カ所設置するという事業でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、農林水産班長。

○産業振興課農林水産班長（川口 優君） 鈴木議員の2点目についてお答えいたします。

まず、29ページの委託料の稲わら等運搬業務委託料の4,389万円でございますけれども、こちらにつきましては、御存じのとおり、台風19号の被害によりまして、稲わらが町内各地の田んぼに堆積しておりますので、その集積及び積み込みの運搬業務委託料でございます。

これにつきましては、先ほど御承認いただきました専決予算の中で、当初、台風直後の見回りの中で1,000立米ほど見込んでおりました。その後、さらに精査して、現地調査だったり、農業者の皆様方から、あるいはJAの皆様方からの情報提供によりまして、大体4,000立米ということで、プラスの3,000立米ということで、この4,389万円ということで業務委託料を計上しております。

これにつきましては、先ほど御質問いただきました14ページの災害等廃棄物処理事業費補助金でございますけれども、こちらのほう環境省からの補助金で2分の1が該当になりますので、半分の2,194万5,000円を計上しております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木厚広君） それでは、鈴木忠美議員の御質問にお答えいたします。

12月補正分で、歳入で見込ませていただいております分につきましては、純粹に今農林水産班長御答弁申し上げましたとおり、稲わらのみの分となっております。一般家庭から出た災

害ごみにつきましては、先ほど御承認いただきました10月の補正予算の専決処分の承認の中で計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 13ページの中で、収入の部で、1項の農林水産負担金391万5,000円というのがある。これは、たしかこの間の説明で、台風19号、農業者より徴収分ということで聞いたんですけれども、これあたりはその稲わらのあれで農業者から集めたということなんですか、この391万5,000円というのは。

○議長（吉岡伸二郎君） 農林水産班長。

○産業振興課農林水産班長（川口 優君） 再質問にお答えいたします。

13ページの391万5,000円の負担金につきましては、これは稲わらではなくて、農地災害復旧費負担金としまして、台風19号による農地被害に伴いまして、国の災害復旧事業を通して活用して行う農業用施設の復旧工事に対しましての受益者からの負担金でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ありませんか。10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今回の提出議案で、台風19号の対応が必要だということで専決処分がありました。今回、補正予算でその分を含めてまとめてなっているんですけれども、今回の台風19号の中で、要は公共用地、学校も含めて道路に落ちてくるような部分の災害復旧の分はこれで全て対応できるというふうになっているかどうか一つと、もう一つはこのがけ崩れというと、公共用地だけではなくて、民地なんかでもやっぱり崩れている部分があるんですけれども、その辺の対応がどうなっているのかをお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えいたします。

公共用地の部分、公共施設も含めまして、前回の専決処分、それから今回の補正予算において全てでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 道路に崩れてきた部分も含めて、のり面の崩れとか、あと利府町の上の山なんかからも崩れた部分があったんですけれども、そういう意味では、そういう公共用地の

部分についてはもう今回の分で対応ができるというのを確認したいと思います。

あともう一つ、今度、民地なんかでも崩れたりしていて、利府街道なんかでは道路に少しかぶっている分で、今ブルーシートなんかを張っている部分があるんですけども、そういう意味ではその民地の部分は今回の分には入っていないということによろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） お答えします。

民地の部分は入ってございません。入っていないです。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 町内は一つなんでね、その辺は持ち主も含めて、やっぱり道路に落ちてきた部分は道路の管理者の部分の責任も当然、利府街道に行ってしまうと県道になってしまうので、道路管理者に行ってしまうとあれですけども、やっぱり町として積極的に介入してほしいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第76号令和元年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第77号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第20、議案第77号令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第77号令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第78号 令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第21、議案第78号令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第78号令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第22 議案第79号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第22、議案第79号令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第79号令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第80号 令和元年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第23、議案第80号令和元年度利府町下水道特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第80号令和元年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第81号 令和元年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第24、議案第81号令和元年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第81号令和元年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第82号 工事請負契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第25、議案第82号工事請負契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 入札方法が条件つき一般競争入札で、総合評価落札方式簡易型というこ

とです。2者が入札しているんですけれども、1者はわかりますけれども、もう一者の入札額と、あてこの2者の総合評価の点数を教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） 高久議員にお答えいたします。

八島工務店さんの入札額であります、税抜き額で1億4,230万円でございます。

あと、点数なんです、総合評価点といたしまして、八島工務店さんが11.947点、山幸建設株式会社さんが18.056点でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第82号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第83号 工事請負変更契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第26、議案第83号工事請負変更契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第83号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第84号 工事請負変更契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第27、議案第84号工事請負変更契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第84号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第85号 工事請負変更契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第28、議案第85号工事請負変更契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第85号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第86号 工事請負変更契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第29、議案第86号工事請負変更契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第86号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

日程第30 議案第87号 工事請負変更契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第30、議案第87号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第87号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第88号 工事請負変更契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第31、議案第88号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第88号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第89号 工事請負変更契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第32、議案第89号工事請負変更契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第89号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第90号 工事請負変更契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第33、議案第90号工事請負変更契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第90号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第91号 財産の取得の変更について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第34、議案第91号財産の取得の変更**についてを議題といたします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第91号財産の取得の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第92号 指定管理者の指定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第35、議案第92号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第92号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

今、渡邊議員入室しますので、少々お待ちください。渡邊議員、お入りください。

日程第36 議案第93号 指定管理者の指定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第36、議案第93号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第93号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37 選挙管理委員の選挙

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第37、選挙管理委員の選挙**を行います。

選挙管理委員は、地方自治法第182条第1項の規定により、議会においてそれを選挙することとなっております。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び利府町議会先例集第4章第1節第50号の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、私が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員には、酒井隆志君、高橋利市君、渡邊あい子君、小山田喜悦君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、私において指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました酒井隆志君、高橋利市君、渡邊あい子君、小山田喜悦君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第38 選挙管理委員補充員の選挙

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第38、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙管理委員補充員につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員と同数の補充員を選挙することとなっております。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び利府町議会先例集第4章第1節第50号の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、私が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員補充員に、村上あさよ君、十文字晴幸君、橋本こずえ君、佐久間宏之君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、私において指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました村上あさよ君、十文字晴幸君、橋本こずえ君、佐久間宏之君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序については、ただいま指名した順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま私が指

名した順序に決定いたしました。

日程第39 発議第1号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第39、発議第1号議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。16番 渡辺幹雄君。

○16番（渡辺幹雄君） 発議第1号議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを御説明いたします。

提出者は、議会運営委員長の私でございます、賛成者は議会運営委員会の皆様であります。

提出の理由といたしましては、これまでも開かれた議会、活性化した議会を目指すため、さまざまな議会改革に取り組んできたところでございます。さらなる議会の活性化と町民に開かれた議会、信頼される議会づくりを進めるために、「議会活性化特別委員会」の設置を提案するものです。

内容につきましては、裏面をごらんください。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び利府町議会委員会条例第4条。

目的につきましては、提案理由の説明で申し上げたとおりでございます。

委員の定数は10名、調査期限は調査終了までであります。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発議第1号議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、渡辺幹雄君外5人から提出されました議会活性化特別委員会の設置に関する決議の

とおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、渡辺幹雄君外5人から提出の議会活性化特別委員会の設置に関する決議は可決されました。

日程第40 議会活性化特別委員会委員の選任について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第40、議会活性化特別委員会委員の選任**を行います。

お諮りします。

議会活性化特別委員会の選任につきましては、利府町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、鈴木晴子君、伊藤 司君、鈴木忠美君、伊勢英昭君、木村範雄君、高久時男君、永野渉君、遠藤紀子君、渡辺幹雄君、羽川喜富君、以上10名を議会活性化特別委員会委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、議会活性化特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

再開は15時0分といたします。

午後2時50分 休 憩

午後2時58分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に羽川喜富君、副委員長に高久時男君、以上のとおり選任されました。

日程第41 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第41、委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、利府町議会会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書

のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年12月利府町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後3時00分 閉 会

令和元年12月定例会会議録（12月6日金曜日分）

上記会議の経過は、事務局長菅井百合子が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和元年12月6日

議 長

署名議員

署名議員